

こども未来創造調査特別委員会調査報告書

令和7年5月12日

岡山市議会議長 田 口 裕 士 様

こども未来創造調査特別委員会
委員長 林 敏 宏

本委員会に付託されました事件について調査の結果を下記のとおり、岡山市議会会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 調査事件

(1) 少子化対策に関する調査

2 調査状況

別紙のとおり

こども未来創造調査特別委員会（中間）報告書

1 構 成

委員長	林	敏	宏
副委員長	中	島	純
委員	桑	田	桂 子
〃	宿	女	和 子
〃	二	嶋	宣 人
〃	岡	崎	隆
〃	大	月	晴 一
〃	安	東	真 理
〃	森	山	幸 治
〃	國	友	彩 葉
〃	高	橋	雄 大

2 調査に至った経過

令和5年4月、こども家庭庁の創設と同時にこども基本法が施行された。

これは、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため作られたもので、こども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていくものである。今後は国や都道府県、市区町村がこの基本法の内容にそって、こどもや若者に関する取組を行っていくこととなった。

このことに加えて、子育て支援や少子化対策等は喫緊の課題であることから、こども未来創造調査特別委員会が令和5年5月臨時市議会で設置された。

3 調 査 概 要

○令和5年5月17日（第1回）

令和5年5月臨時市議会において本特別委員会が設置され、正・副委員長の互選を行った。

○令和5年6月5日（第2回）

- 1 こども未来創造調査特別委員会の調査項目について
- 2 こども未来創造調査特別委員会の今後の運営について

会議の内容

- 1 こども未来創造調査特別委員会の調査項目について

概要

調査項目について全委員から意見聴取し、最終的な項目の決定については、正・副委員長に一任することとなった。

○令和5年7月24日（第3回）

- 1 こども未来創造調査特別委員会の調査項目について
 - ① こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて
 - ② こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に
 - ③ 子育て世帯を応援する施策について
- 2 その他

会議の内容

- 1 こども未来創造調査特別委員会の調査項目について
 - ① こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて
 - ② こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に
 - ③ 子育て世帯を応援する施策について

概要

各調査項目について委員長から理由説明があり了承された。また，調査過程において「こども議会」の設置，「こどもの権利に関する条例」の制定，アンケート調査方法について議論し，子育て政策・施策・計画について当局へ提言することとなった。

○令和5年8月18日（第4回）

1 少子化対策に関する調査

ア こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市について

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市について

概要

子どもの権利に関する条例の策定について，委員長から全国の状況，県内の状況，市内の状況について説明があった。また，岡山市でこどもの権利条例を作成していくにあたり，どのようなものにしていけばよいかについて各委員から意見を聞いた。その上で委員長から，次の回には，他都市も参考にしながら基本となる形のものを示せるようにしたいとの説明があった。

○令和5年8月28日（第5回）

1 少子化対策に関する調査

ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

概要

こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて，当局から，計画策定時に行ったこれまでのアンケートの説明を受け，次回アンケートへの意見が出された。また委員長から，県内及び政令市の子ども議会の開催状況等について説明があり，今後さらに調査していく事となった。

○令和5年10月31日（第6回）

1 少子化対策に関する調査

ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

概要

子ども議会開催市の調査結果について委員長から説明があり、岡山市モデル案としては、しっかりと意見の言える年代である中学生を主な参加対象とし、形だけの参加とならないよう『大人が始め、子どもとともに決定する』参画段階を目指すことや参加への動機付けのためには施策への反映方法の検討が必要である等の意見があった。次の委員会ではこれらの意見を基に委員長が「子ども議会」「こどもの権利に関する条例」の岡山市モデルの骨子案を作成のうえ提示し、当局と意見交換をすることとなった。

■視察報告

○令和5年11月15日～11月17日（行政視察）

■視察日程

- | | | | |
|---|---------------|----------|-----|
| 1 | 令和5年11月15日（水） | 午後3時～ | 立川市 |
| 2 | 令和5年11月16日（木） | 午後1時30分～ | 松戸市 |
| 3 | 令和5年11月17日（金） | 午前9時30分～ | 荒川区 |

■調査項目

- | | | | |
|---|-----|----------------|------|
| 1 | 立川市 | こども未来センター | 現地視察 |
| 2 | 松戸市 | こども誰でも通園制度について | |
| 3 | 荒川区 | 子どもの権利条例策定について | |

■立川市視察報告

こども未来センター 現地視察

1 視察概要

旧市役所跡地を改修し、子育て、教育、市民活動、文化芸術活動の支援や、イベント実施などによって地域のにぎわいを生み出すことを目的にした複合施設、立川市子ども未来センター。

市民参加での検討などを経て、2012年12月25日にオープンしたこの施設は、管理運営は民間事業者によって行われている。

地下1階、地上2階の館内には、行政が運営する子育て支援課・教育支援課や、子どもの一時預かり室といった市民活動をサポートする協働事務室、子育てひろば、会議室、アトリエ、ギャラリー、スタジオ、そして立川まんがぱーくなど、様々な用途にあわせた空間がある。

まさに官民合体の総合的な施設であり、子どもを育てる人のための安心施設であると同時に、文化芸術活動や市民活動を支援し、地域の賑わいを創り出す役割を担っている。

今回はこの施設設置の背景や管理運営、利用状況や市民からの声などをお聞きするとともに、可能な限り施設を見せていただいた。

2 主な質疑応答

Q： このような機能の施設は市内に何か所かあるのか、ここに集約されているのか。

A： 相談業務等一連のものがあるのはここだけ。ここで市内全域をカバーしている。

Q： アンケートの内容は？

A： 子育て広場では一時預かりや遊び場以外に親同士のつながりを重視している。

子育てに疲れ気味な親が、ここに来ることによって職員としゃべれて嬉しいとか、一時預かり利用者はリフレッシュして帰るようだ。

Q： 一時預かり保育は無料か。

A： 有料である。

3 所感

- ・新庁舎が立川駅北口移転するにあたり、南口が衰退するのではないかという市民の危機感から、どんなことをするかを市民100人の委員会を設置して声を反映させた、市民に寄り添った政策が実現されているのが素晴らしい。岡山市でも名前募集だけでなく企画から市民の声を聞くと良い。
- ・まんがパークは行政では出てこない発想である。年間約10万人以上が利用しており、観光地としても十分な役割を果たしていると感じた。押し入れ部屋を配したレイアウトや飲食（アルコール含む）可能な点もいろんな方の居場所づくりになっている。様々な工夫は参考になった。
- ・子育て・教育への支援、スタジオやアトリエ等の他にもいろいろな機能を有している。これだけの支援、施設が揃っているから人が集まってくる、一つが欠けてもダメという説明にとっても納得した。旧市役所跡地の有効活用がとても上手くいっていると感じた。

■松戸市視察報告

こども誰でも通園制度について

1 視察概要

国が少子化対策として、来年度以降の本格実施を目指すとしている「こども誰でも通園制度」。このモデル事業として、全国31の自治体、50の事業主体で取り組んでいる。

このモデル事業は、定員に空きのある保育所等における未就園児の定期的な預かりについての具体的内容を検討し、保育所の多機能化に向けた効果を検証することを目的としている。

モデル事業実施市の中で松戸市は、このモデル事業のことを「すまいるすまいる事業」と呼びながら、あえて事業についてホームページなどで広く周知することなく、特にサポートが必要な家庭に対して、職員が面接を行った上で必要性を判断し受け入れている。

このモデル事業の実施状況や保育現場、保護者の声や、見えてくる課題や今後の対応の検討状況等を調査した。

2 主な質疑応答

Q： モデル事業では国から補助金はでているのか

A： 当初10/10ということだったが9/10になった。利用料の徴収は自治体の裁量であったので料金設定した。

Q： 料金の減免は？

A： 利用料が無料だと申し込みが殺到するため料金設定をした。

しかし、要支援家庭が経済的にも課題を抱えているケースも多いので、生活保護世帯や市民税非課税世帯のほかに市長が必要と認めたものも減免している。

Q： 保育士の待遇改善の取り組みとして給与以外に4万5千円の手当が支給されているがこの財源は？

A： 10億円の経費が必要で、2億円程度が県補助金、残りは松戸市独自の財源ではあるが競輪事業を一般会計へ繰り入れをして充当している。

『財政力＝保育力があがる』というのはおかしいので、国に支援をお願いしている。

Q： 3か月という設定期間はモデル事業での設定か？

A： このスパンは市独自で設定した。

長期間の設定にするとより支援が必要となる家庭の受け入れができない状況が生まれやすく短期間とした。

3か月で区切ることで育児疲れが解消でき、さらに必要であれば延長も可能。

また、よりハイリスクな家庭は入園を勧めていくなどできる。

Q： 現場の保育士が感じている課題は？

A： 保育士が、いかに虐待の川上対策として必要か十分に理解し事業を始めた。

困っている母子の表情が変わっていくのでやりがいを感じている。モデル事業であるため記録作成等は必要で大変ではあるが職員の配置などフォローしてもらっている。

Q： 外国籍の方への対応とどういう体制で地域と連携しているのか。

- A： 宿題の補修や受験勉強は通常の教育では難しいのでNPOなどの協働で勉強会などを開催している。その中で生活のフォローがある。
- Q： 個別支援計画は今後就学にも活用するのか。
- A： モデル事業として求められているもので、効果測定を狙ったもの。
こどもの育ちの評価であって学校との接続を意図したものではない。支援のアプローチ方法である。
- Q： 枠は不足していないのか。
- A： モデル事業では不足していないが、次年度以降はこども誰でもということになれば当然増やす必要がある。幼稚園・小規模保育事業所・認定こども園等を活用すべきとは考えているが、国がどのように考えていくのか注視が必要。
- Q： 土日祝日の対応は？
- A： 土曜のみ。課題である。日曜の一時預かりから始めたい。
- Q： 公立の保育士が配置されているのか。
- A： 正規職員・任期付き職員が専属で配置されている。
- Q： 任期付き職員はすぐに集まるのか。
- A： 右肩下がりの状況である。会計年度任用職員で足りないところを埋めている状況である。今後は保育所の統廃合を考えている。

3 所感

- ・待機児童数（国基準）が8年連続0人であるにも関わらず、それに慢心せず、モデル事業に応募したとのことであり、意欲と行動力があると感じた。
- ・利用者から、「こどもだけでなく、保護者も良い時間を過ごすことができた」などの意見が寄せられており、制度の本格実施に向けた期待は今後も高まることが予想されるが、同時に、定員の設定や保育士の確保は、全国的な課題となりそうである。
- ・ハイリスクな家庭を行政側で把握し、保育利用を促す『松戸モデル』。妊娠時や出産後から家庭とつながる仕組みづくりをしている点が児童虐待の防止策としても良いと思う。具体的に見守りが必要な子どもを預けることが出来た結果、親御さんの状況が改善されたとのことだったので、参考としたい。
- ・今回の視察項目とは別の制度であったが、保育士の待遇改善（松戸手当）にかなり力を入れていた。他にも修学資金貸付金や奨学金返済支援制度、家賃補助制度等があり、保育士確保策が充実している。実際に保育士数も増えているとのこと、やはり効果があると思う。本市も検討して欲しい。
- ・「こども誰でも通園制度(仮称)」は、2026年度から全国の自治体での実施が予定されており、本市でも子育て家庭の期待に沿える、より良い制度で実施できるよう、しっかりと「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果とも合わせて、議論していきたい。

■荒川区視察報告

子どもの権利条例策定について

1 視察概要

1990年に日本も締約国となった「子どもの権利条約」。この条約や日本国憲法を受け、各自治体が子どもの権利を、より具体的に分かりやすく定め、それを保障するための大人の役割・責務を定めた「子どもの権利条例」を制定している。

荒川区では議員提出議案により、令和4年度荒川区議会定例会2月会議に提出し、議決を経て制定され、令和5年4月1日から施行された。

条例制定までのプロセスやスケジュール、議論のポイントやどのように調整したか、又、条例施工後の取組等について調査した。

2 主な質疑応答

Q： 学校との協議は？

A： 実際に学校にお願いするにあたり、事前に協議を重ねた。

学習会やアンケートに際し、通知・協力依頼をして欲しいとの意見もあった

Q： 条例制定までに一番苦労したことは何か。

A： 議員提出の条例で議員がプロデュースすることが重要なので時間を掛けて意見調整をした。

Q： 大人への啓発はどのようにしているのか。

A： 啓発講演会を開催した。

Q： 子ども議会開催にあたっての苦労は？

A： 子育て支援担当部局が中心となり教育委員会、議会事務局、総務企画など様々なところが絡んで、何度も集まって議論をした。時間も掛かり苦労をした。

Q： 開催までのプロセスは？

A： こどもに区の取り組みを知ってもらうためオンラインで職員が説明をし、政策説明会を実施した。その後子どもたちに学校に来てもらい質問作成研修会を開催した。

Q： 子ども議会でのオンラインでの説明の対象は中学3年生のみか？

A： 中学校は10校あり、学校には2名の選出をお願いした。学年は指定していない。

Q： こども全員が見る機会があり参加の意思が示せる方が良いのでは？

A： 次回以降の課題としたい。

Q： 子ども議会について学校の先生の評価は？

A： こどもの付き添いは求めないなど極力先生に負担を掛けないようにしたので先生からの苦情は聞いていない。

Q： 子ども議会の内容を学校に持ち帰り共有したことはあるのか。

A： こちらから求めてはいないが、子ども議会での取り組みについては、各学校でこんなことがあったという周知はしたと思うが、各学校で違っていると思う。

3 所感

- ・議員提案による条例制定は全国的にも多く事例があるが、その中身(特に経緯や議論の内容、取り組み)が市や議会のHP等で公表されていることが少ないため、直接説明を受けることができた意義は大きかった。
- ・条例は、東京23区初の子どもや市民、専門家の方の意見を聞いて、区議会全体として取り組み、区議会の提案条例として制定された意義が大きいと思う。委員会と勉強会をすみわけし、しっかり協議が出来るようにされていたのが印象に残った。
- ・子ども議会については、今後も継続させるために現場の教員に極力負担がかからないようにしているとのことであった。本市で実施するとしても、そのような配慮は必要であると感じた。現場の先生の負担が極端に増えるようなものであれば、間違いなく継続は難しいと思料する。
- ・生徒向けの動画(アンケート時)はイラストやアニメーション、ストーリー仕立てにするなど、工夫の余地ありだと感じたが、児童へのアプローチ方法としては参考となった。学校での環境整備が進んだことで、本市でも実施可能と考える。
- ・この条例が出来た事により、子ども達の為になっているのかの検証、又、今後の市政への展開(家庭や教育、地域への周知、人権教育の推進等)が大切だと思う。
- ・条例検討当時の中心的メンバーであった菊池秀信副議長自らによる説明をいただいたことが最大の収穫であり、本市での条例制定に向けて、決意を新たにした視察となった。

○令和5年11月21日(第7回)

1 少子化対策に関する調査

ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

イ こどもの権利、こどもの尊厳を守る岡山市に

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて

イ こどもの権利、こどもの尊厳を守る岡山市に

概要

まず、岡山市版「こども議会」の実施に向け、目的、対象、開催期間、内容、日程等について、続いて、岡山市こどもの権利条例策定に向け、必要性や岡山県内の策定状況、岡山市の状況、今後のスケジュール案等について委員長から説明があった。これを受け各委員から様々な意見が出され、当局からもこども議会について、こども基本法に基づいて策定するならば、18歳まで等広く意見を集めるのが当然ではないか、また、スケジュールについて、生徒が参加するのは本会議の本番のみで、オリエンテーションは夏季休業中を活用するのが現実的ではないか等の意見が出された。

■視察報告

○ 令和5年12月21日（木）（行政視察）

■視察日程

1 令和5年12月21日（木） 9:40～11:10 笠岡市

■調査項目

1 笠岡市子ども議会について

1 視察概要

市政70周年を迎える令和4年度に、記念行事の一つとして『子ども議会』を開催した。議員となるのは、令和4年6月21日～7月14日までの募集期間に申し込みのあった中学生24人。中学生の視点で笠岡市の現状・課題を把握・認識し、執行部に対して質問をする中で、郷土に対する誇りと愛着を醸成させることを狙ったもの。また、中学生が他の学校の生徒と課題を認識し、意見交換し協力してまとめ、発表を行う中で問題解決につながる行動を学ぶことを狙ったもの。

夏休み期間中の3日間（予備日1日）を利用して開催された。

8月3日	13:30～16:00	オリエンテーション
8月10日	13:30～16:00	質問書の作成，リハーサル
8月17日	13:30～16:00	質問書の作成，リハーサル（予備日）
8月20日	13:30～16:00	本会議

サポートには職員及び教員と高校生3人にも協力してもらっている。

2 主な質疑応答

Q： 学校の先生も大変だったであろうが、どうだったのか。

A： 校長会等で説明しながら進めたが、子どもが主体となる校外行事であったため、先生が関わりづらかった。

これは、教育委員会が応援という形であったためであり、主体であれば別の形になったかもしれない。

Q： 3日間というタイトなスケジュールの中、子どもたちはどのように質問を作り上げたのか。

A： 4つのグループに分け、各グループに先生や職員が付くようにして、議論を進めた。押し付けや誘導ではなく、子ども自身が感じた、困りごとや改善案についてアイデアから繋げていって、職員がフォローした。

Q： 職員の関わりは、どういったことをしたのか。

A： 時間がタイトであったので、手書き文書のワープロ作業など文書作成のフォローを行った。

Q： 予備日を設定されていたが、必要だったのか。

A： 質問作成は期間内にほぼできていなかった。予備日や家庭で作業して提出してもらった。

Q： 質問事項の15件は、大人の議員がするような質問事項であるが、子どもたちの意見から抽出したものか。

A： 子ども主体で考えたものである。

Q： 今後も継続の予定は。

A： 次回開催予定は今のところない。

Q： 今回の質問が政策に繋がったものはあるのか。

A： 道路補修や校則の見直しの動きにつながったり、今まで中学生に声を掛けてこなかったイベントの参加呼びかけなどがある。また、市民意識調査の対象に中学生を加えるようにした。

Q： 参加者24名の内訳で、自主的に参加した子、学校からの声掛け等の割合がわかるか。

A： 1人は自分で見つけて参加したと聞いた。他の子ははっきりしないが、先生からの声掛けもあったと聞いている。

Q： 高校生も参加しているがどういった経緯・理由か。

A： 高校生にも声を掛けたら参加する人がいた。その中に市職員になった人もいた。職員のフォローをしてもらった。職員が説明するより話がしやすいという声も聞かれた。

Q： 負担が大きかったことは？

A： 中学生の生活や考えが分かりにくかった。もっと話をして進めたら良かった。大人の段取りでは進まなかった。連絡手段も学校や親経由になったりとオンタイムでつながらないこともあった。また、質問に対する回答も通常議会と同様に作成したので大変だった。

6 所感

- ・募集の方法で広報紙・笠岡市HP・Facebookとあったが、中学生が見ない媒体ではなく、周知するのは中学校で配って頂くのが現実的かと思う。
- ・子ども議会の映像や子ども議会報告書を見て、議員顔負けの質問や提案の素晴らしさに感動した。
- ・現場の先生に負担がかからないように最大限の努力をしていた。現場の先生に負担がかかる形であれば、事業の成功は難しく、また、継続も難しいと思う。本市において子ども議会を実施する場合でも、現場の先生の負担軽減はかなり重要な課題になるのではと思う。
- ・開催後の参加した子どもへのアンケートで、『参加して良かった』という評価がある一方で、『次に子ども議会があっても友達に勧めない』と感じさせたのは残念だ。
- ・職員も、子どもや先生も、「大変だった」という感想から、笠岡市では次につながらない感じであったが、大変なことは十分理解したうえで、子ども議会をやる意義や、継続してやっていく効果を考えて、岡山市でも検討していきたい。

○令和6年1月15日（第8回）

- 1 こども未来創造調査特別委員会（中間）報告書（案）について
- 2 少子化対策に関する調査
 - ア こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に
- 3 その他

会議の内容

- 2 少子化対策に関する調査
 - ア こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に

概要

「（仮称）岡山市こどもの権利に関する条例（案）」について委員長から説明があった。今後どのような条例にしていくのか委員に意見を聞いていくこととした。

○京山中学生との意見交換会（2月2日），岡山中央中学生との意見交換会（2月7日）

○令和6年2月9日（第9回）

- 1 少子化対策に関する調査
 - ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて
 - イ こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に
- 2 その他

会議の内容

- 1 少子化対策に関する調査
 - ア こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて
 - イ こどもの権利，こどもの尊厳を守る岡山市に

概要

中学生（京山中・岡山中央中）との意見交換会について各委員より感想が述べられた。委員からは中学生が自主的にこどもの権利やこども議会について事前に調べたり話し合ったりしており，中学生であればしっかりとした議論ができるとの声が多かった。

「子ども議会」の最初のステップとして来年度中の試行をめざし，今後関係部局，参加対象，開催日，内容等について協議調整する。また今年度末に予定している市長，教育長，市議会議長への提案書については，当委員会のこれまでの調査・検討を踏まえた本格実施への（案）として提出することが委員長から説明があり，各会派に持ち帰り意見を聞くこととなった。

中間報告（まとめ）

岡山市議会では、「人口減少対策調査特別委員会(令和元年5月～令和3年5月)」「移住定住・子育て調査特別委員会(令和3年5月～令和5年3月)」など、これまでも関連する特別委員会が設置されており、様々な調査が行われてきた。また議会質問では、「子育て」や「教育」について長年多くの議員が取り上げ、なかでも「こども議会」と「こどもの権利条例」については、幾度となく議論が交わされてきた。本委員会としては、特にこの2つ議論に対して節目を付けるべく、精力的に調査・検討を行い協議を重ねるなかで、子育て世帯に対する施策がより充実し、岡山市のこどもの未来の創造につながるよう提案などに取り組んでいく。

【3つの調査項目について】

「こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて」

昨年4月に施行された「こども基本法」第11条では、国や地方公共団体は、こどもに関係する政策の決定や、現在行っている政策を評価する際に、こどもの意見も取り入れるよう、必要な手続きをしていくことが義務づけられ、第2条、(基本理念)の第4項では、すべてのこどもの年齢や成長に応じて、意見が大切にされ、こどもの「最善の利益」が優先されることが明記されている。ここで言われている「地方公共団体」には、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や行政機関のほか、法律の定めるところにより置かれる教育委員会のような委員会や法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれるものと解されていることから、今後、岡山市としても、その対象者も含め、意見表明する場や意見聴取する手法などを確立しておく必要があると考え、調査項目とした。

「こどもの権利、こどもの尊厳を守る岡山市に」

「こども家庭庁」の発足とともに、こどもの権利を守る国や自治体の責務を定めた「こども基本法」では「こどもの参画する権利」、「意見表明する権利」、「意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先される」ことなどのこどもの権利が規定されており、本委員会としても、岡山市社会全体の「こども」と「子育て」への意識の変革、当事者であるこども自身の自己肯定感の向上につながるような取り組みが総合的、継続的に推進されるために「子どもの権利に関する条例」の策定に向けた、国や全国自治体の動向、関連する活動を調査・研究の必要があると考えた。

「子育て世帯を応援する施策について」

結婚・出産・待機児童対策など子育てに関する支援や環境整備、不登校・特別支援・放課後児童クラブなどの教育について、これまでも議会質問で、幾度となく取り上げられてきており、国においても「こども未来戦略方針」が出され、今後の国や各地方自治体による事業の展開が、どの様に行われていくのか、注視しておく必要があることから、本委員会としても「こども」や「子育て」、「若者」に関する取り組みに対して、精力的に調査を行っていくこととした。

【現在までの調査・活動内容について】

今年度は計9回、委員会を開催し、様々な調査や議論を行った。調査項目の「こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて」では、今年度、岡山っ子育成局が実施する4つのアンケート調査について、目的・対象・方法・調査項目等の調査を行った。こどもの意見聴取の取組としては、アンケート調査に加えて、さらに、他の方法による対応を検討する必要があることから、他の自治体でこどもの意見を聞く機会として多く実施されてきている「こども議会」について調査を行った。先行して開催している政令市や県内自治体に対して、実施主体・対象・開催場所・スケジュール・予算等について調査を行い、昨年12月には直接笠岡市へ赴き県内視察を実施した。

「こどもの権利、こどもの尊厳を守る岡山市に」では、「こどもの権利に関する条例」について全国や県内・岡山市の状況、既に制定している政令市や県内自治体の条例の構成、他自治体の議員提案による条例の傾向などを調査した。現在、政令市では、2000年の川崎市を始め、名古屋市、札幌市、相模原市、新潟市の5市が策定している。全国では議員提案による条例制定の例もあることから、11月には東京都荒川区に赴き、議会としてどのような取り組みで議員提案を行ったのかなど調査を重ねた。

「子育て世帯を応援する施策について」としては、来年度、国として試験導入が始める「こども誰でも通園制度」について、先行してモデル事業を行っている松戸市を視察し、経緯や実施状況・こどもや保護者の反応・課題や今後の対応について調査を行った。

また、本委員会としても「こども基本法」に則り、当事者であるこどもに対して直接意見を聞く機会として、教育委員会の協力のもと、京山中学校・岡山中央中学校の生徒と懇談会を実施し、3つの調査項目について意見聴収を行った。

この間、国会で地方自治法の改正により、地方議会の役割等が明確化されたことを受け、全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議会議長会の三議長会連名で、「地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議」が提出された。岡山市議会は田口議長のもと、地方議会が主体となっていく主権者教育推進の一環として、岡山市議会に対する理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すために、将来の地方自治を担う児童を対象に、「こども向け市議会ガイド」を作成し、小学校へデジタル媒体で提供することとなった。

【今後について】

「こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて」

岡山市版「こども議会」の開催に向け、これまで調査してきたことをまとめ、今年度末を目途に市長、教育長、市議会議長に対して提案書の提出を予定。「こども向け市議会ガイド」について、本委員会としても、こども議会開催時の資料としての活用を薦めていく。

「こどもの権利、こどもの尊厳を守る岡山市に」

「(仮称)岡山市こどもの権利条例」の来年度中の制定をめざして、直近で成立された他都市の条例や議員提案によるものも、その策定までのアプローチも参考にして、条例の構成や条文を検討し、そのなかで当事者である「こども」をはじめ、市役所内関連部局・関係機関・関係団体等に対して、精力的に意見交換を行う。

「子育て世帯を応援する施策について」

国で策定された「こども大綱」や「こども未来戦略方針」をもとに全国の先進事例を調査し、岡山市に必要と考える施策を提案していく。

こども未来創造調査特別委員会調査報告書（中間報告以降）

1 構 成

委員長	林	敏 宏
副委員長	中 島	純
委 員	桑 田	桂 子
〃	宿 女	和 子
〃	二 嶋	宣 人
〃	岡 崎	隆
〃	大 月	晴 一
〃	安 東	真 理
〃	森 山	幸 治
〃	國 友	彩 葉
〃	高 橋	雄 大

2 中間報告までの経過

令和5年4月、こども家庭庁の創設と同時にこども基本法が施行された。

これは、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため作られたもので、こども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていくものである。今後は国や都道府県、市区町村がこの基本法の内容にそって、こどもや若者に関する取組を行っていくこととなった。

このことに加えて、子育て支援や少子化対策等は喫緊の課題であることから、こども未来創造調査特別委員会が令和5年5月臨時市議会で設置された。

令和5年5月17日から令和6年2月9日まで全9回の委員会を行い、令和5年11月と12月には視察を実施した。

令和6年2月19日に本会議場で中間報告を行った。

3 調 査 概 要

○令和6年3月22日（第10回）

1 こども議会設置に向けての提言文案について

会議の内容

1 こども議会設置に向けての提言文案について

概要

まず、こども議会開催に向け、目的・対象者・開催時期等について各会派に持ち帰り検討していた意見を、会派ごとに発表した。

各会派とも開催については賛成であったが、目的については整理・精査が必要、開催方法については学校行事へ組入れが最も効果が高いが開催時期も含めて教育委員会との協議が重要、対象者は中学生、市立の後楽館高校があるため高校生を含めてもよいのではないかと意見があった。

開催時期については教師の負担を考慮し夏休みが良いとの意見もあった。

当局からは、授業内容が既に決まっている時期であるため来年度実施の場合は手挙げした学校の中で参加意思のある生徒からの公募実施方式がよいのではないかと、また主たる目的によって実施方法や対象の年齢層も変わってくるため目的の整理が大事になってくるとの意見が示された。

それらを受け委員長から、当特別委員会として、今日出された意見を取りまとめて、教育委員会、市長、議長あてに提言していきたいと考えている。提言書については、とりまとめて作成した案を各委員に後日確認してもらおう。提出時期についてもまたお知らせしたい、との説明があった。

提言書案の作成や日程調整については正副委員長に一任されることが了承された。

○令和6年5月31日（第11回）

1 少子化対策に関する調査

ア こども議会（仮称）設置に向けての提言文案について

イ こどもの権利に関する条例（仮称）について

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア こども議会（仮称）設置に向けての提言文案について

イ こどもの権利に関する条例（仮称）について

概要

委員長からこども議会の提言文案が提示され、説明があった。

こども議会設置の取り組み案として、(1)参加対象、市内在住の中学生を対象に公募、(2)開催時期、中学校の夏休み期間中、(3)開催場所、主に岡山市議会本会議場、(4)開催内容、質問や意見を募集し、各グループでの意見交換、討議を経て本会議場において市長や執行部に対し質問や意見を発表し、それに対して市長や執行部が答弁を行うとともに、正副議長が挨拶と進行を行う。また、この取組については各部局が連携し、継続性を持ってほしいという内容であった。

委員長から、提言書については、市長、議長、教育長へ提出したい旨の発言があった。委員から、継続性は重要であり、我々議員もしっかりフォローすることが大切との意見があった。

次に委員長から条例の骨子（案）が提示され、構成について説明があり、今後委員会として条文案をまとめていく作業は勉強会で行うものとし、委員会案が完成した後、関係機関への聞き取りや子どもたちへの意見聴取、パブリックコメントを行い、年内に上程したい旨の発言があった。

○令和6年6月6日（第1回勉強会）

1 少子化対策に関する調査

ア こどもの権利に関する条例（仮称）について

イ こども議会（仮称）設置に向けての提言について

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア こどもの権利に関する条例（仮称）について

イ こども議会（仮称）設置に向けての提言について

概要

条例（試案）が提示され、委員長から各条文について説明があり、次回勉強会までに各会派で条例文案について検討の上、具体的な修正意見を提出することで決定した。

委員長から今後、定例会を除いて勉強会を7月末までに5、6回実施して条文案をまとめていき、その後関係機関への聞き取りや子どもたちへの意見聴取、パブリックコメントを行い、今年か今年度中に上程したい旨の発言があった。

こども議会の提言書の文案について確認を行い、対象を中学生とすることとし、前回の委員会で提示した案から「修正なし」で確定した。

委員長からこども議会の提言書の提出については、6月定例議会中に市長、議長、教育長へ提出したい旨の発言があった。

また、委員長から、提言を行った後は、総務局、岡山っ子育成局、教育委員会をはじめとする当局と意見交換しながら、会議の名称も含め、具体的な制度設計を進めていきたい旨の発言があった。

○令和6年6月28日（第2回勉強会）

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について

イ （仮称）こども議会設置に向けて

2 行政視察について

会議の内容

概要

前回の勉強会（6/6）に提示した岡山市こどもの権利に関する条例（試案）について、各会派に持ち帰り、意見等取りまとめたものを各会派ごとに説明を行った。（一部会派を除く。）

各会派の意見を受けて、委員長から今日、共通認識として条例案に反映できるところは反映した上で、次回改めて検討する旨の発言があった。

また、委員長から今後のスケジュールについて、7月中に委員会として案をまとめ、8月に関係団体等への意見の聞き取りを行いたい。聞き取りを希望する団体があれば申し出てもらいたい。9月には市民からの意見募集を行い、10月に意見募集を踏まえて最終的に協議し、11月議会に上程できれば一番いいと考えているが、進捗状況によって2月議会への上程も考えている。ただ、2月議会では、別の乙号議案が提出されるという動きがあるようなので、できれば早めに提出したい思いがあるとの発言があった。最後に事務局から行政視察についての説明があった。

○令和6年7月4日（第3回勉強会）

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について

会議の内容

概要

前回の勉強会を受けて、委員長案を提示し、検討することとなった。

まず、会議冒頭で法律用語の使い方について委員長から説明があった。義務規定、努力規定があること、またそれぞれについても義務の度合いが強いものとそうでないものがあり、条文作成についてはこれらの文言の使い方を確認しながら行う必要があるということであった。

その後、前回の勉強会で出た意見を基に1条ずつ確認、検討した。

委員長案は、前回からの修正箇所を掲載しており、例えばこどもの権利を「守る」という表現をこどもの権利を「保障する」と修正したり、地域住民等の「責務」を「役割」に修正したことその他多数に及んだ。

特に第1条における「目的」の規定内容については、委員から多くの意見が出され、一部の委員から、条例ができたことによって導かれる結果を書くべきではなく、条例によって何を進

めていくべきかを規定すべきでは等の意見があった。

そのほかにヤングケアラーの定義，愛情，保護者の第一義的責任，各関係者の義務付けの程度等について特に活発な議論が行われた。

今回は第19条までの検討で打ち切り，次回，第20条以降を検討することとなった。

■視察報告

○令和6年7月16日～7月18日（行政視察）

【葛飾区】

1 視察日時：令和6年7月16日（火） 13:30～15:30

2 視 察 先：葛飾区役所

3 視察項目：葛飾区子どもの権利条例，子ども区議会

4 視察先出席者 地域文化課長 轟 誠悟

指定管理者統括マネージャー 高木 宏政

5 説明概要：

子どもの権利条例について

- ・子どもの権利を守る仕組み作りを確実に実行するためには権利に関して明文化する必要があると判断し，条例の制定に至った。
- ・令和4年から5年にかけて条例を検討し，令和5年10月1日条例施行。
- ・外部の有識者などによる会議体は設けず，各自治体の条例を参考にした上で，子どもや若者，関係団体などの意見を聞きながら条例案を検討。
- ・子ども・若者の意見聴取はアンケート・ヒアリング・ワークショップで実施。令和4年度は権利の認知度や課題等の現状の把握を，令和5年度は条例に入りたい内容や素案に対する意見に対して実施した。
- ・条例へより丁寧に意見を反映させることが重要と考え，子ども・若者を中心に何度も意見聴取を行った。
- ・子どもが条例を読みやすいよう，条文の漢字全体に振り仮名を表記した。
- ・「こども」の定義やこどもの意見表明について，こども基本法の考えを取り入れ参考とした。
- ・パブリックコメントでは211件の意見があったが，素案策定時に様々な意見を聞いていたため，パブリックコメントによる意見で条文案の修正は行わなかった。
- ・条例施行後の取り組みとして，昨年度は啓発用リーフレットを児童・生徒へ配布し，区内施設，高校，大学へ幅広く設置した。今年度は未就学児向けの絵本やデジタル紙芝居，学習用動画の作成や子どもの権利に関する区職員や区民向けの研修を予定している。

葛飾区子ども区議会について

- ・平成9年度から開始。本事業は広聴の一環ということで担当課は「すぐやる課」となっている。
- ・事業趣旨は，小中学生の区政への関心と議会制民主主義への理解を深めるとともに，区に対する意見等を聴取し，区政運営の参考とするため。

- ・対象者は区内在住の小学校5年生から中学3年生までの40名程度を公募で募集。今は定数以上の応募がある。
- ・令和6年度は子ども区議会の前の8月20日に「事前学習会」を実施予定。正副議長，正副委員長，決議文作成委員を決定。質問文作成などの練習，議事進行，決議文作成指導などを実施。
- ・令和6年度は12月25日に子ども区議会を実施予定。①事前説明，②写真撮影，③本会議，④委員会，⑤決議文朗読の順に進行。
- ・本会議では一般質問者7名程度。答弁者は区長及び教育長。最後に子ども区議会決議を朗読。
- ・委員会は3つに分け，本会議での一般質問者以外のこども議員から質問を行う。答弁者は関係部長。委員会を実施することで参加者が全員発言することができるため，満足度が高まる。
- ・議会事務局の役割はシナリオ・資料作成，議員の案内，事前学習会における議場案内，役職者指導，子ども誘導，委員会進行補助など。
- ・広報はHP，SNSのほか，チラシを学校で配布している。
- ・子ども議員の意見や要望については，区政へ反映することが難しいが，参考にしている。
- ・子ども議員には参加記念品として図書カード2,000円分と議員バッジを贈呈。
- ・年35万の予算で，内訳は謝礼の図書カード，軽食，議事録作成委託，傷害保険料，集合写真撮影委託。
- ・会議録は子ども議員，関係校，各部，関係課，区議会議員へ配布。
- ・令和5年度のアンケートの主な結果は，「参加してよかった」が100%，「区政に関心がわいた」が92.5%，「区議会のしくみは理解できたか」が87.5%であった。

6 所感

【子ども権利条例】

- ・条例の内容に関して関係する団体や個人などに対する事前のヒアリングや調整がしっかりとできていたことが，条例制定までの比較的スムーズな流れにつながっていると感じた。
- ・参考にした点として，骨子案の段階で子どもからもしっかりヒアリングをしていたこと，こども条例に関する冊子を，こども向けに2種類作成していたことが挙げられる。学校現場など子どもが過ごす場で，条例ができたことよっての具体的な変化が聞けると良かった。
- ・子どもの権利条例について，事前（条例制定の1年半前）にかなりの意見聴取・アンケート等を行っている。現在の特別委員会のスケジュールではここまで充実した意見聴取等は行えないのではと不安が残る。
- ・パブリックコメントについても，他の条例と比較して，どこの自治体においてもかなりの数が届いているとのこと。パブコメの意見を条例に反映させていくことは市民の声をしっかりと聞いているといった印象を非常に与えると個人的には思料する。改めて，子ども・若者の意見聴取は特に必要であると感じた。

【子ども区議会】

- ・小学5年生から中学3年生までの生徒約40名が集まるということなので，年齢の違った子ども達同士が関わり，それぞれの感じている事を聞く経験は貴重であると思う。

- ・参加しようと思った子ども達，また親から勧められて参加したとしても，自分の住んでいる街に対して何かしらの思いがあり，良くしていきたい，と考えるきっかけになったと思うし，この区議会に参加した子ども達の中から，葛飾区の為に働きたい，政治家になりたい，と将来の夢が見つかるきっかけになるかもしれないと思う。
- ・質問一覧を見ると，小学生から「伝統工芸品を未来につなぐために」とか「銭湯の減少について」とか，もしかしたら親や祖父母に聞いたのでは，と思うような質問もあるが，子ども区議会に参加することをきっかけに，自分たちの街について，家で話をする機会が出来たのだとしたら，それもまた素晴らしい事であると思った。
- ・子ども市議会用のバッジは記念になり良いと思う。
- ・公募で多くの参加者が集まり，できる限り受け入れていた点は参考にしたい。
- ・コーディネーターとして，教育委員会とすぐやる課の職員が入っているとのことだが，岡山市でも，市の職員と連携し，議員が主体的に介入しながら，子どもたちの市政への関心を高める機会を充実させていきたい。葛飾区のように定期的に続けていくためにも，明確な目的，ねらい，中身の充実，そして持続可能な体制づくりを今後しっかり検討していきたいと思った。
- ・話を聞く限り学校現場に負担がかかっていないとのこと。原稿確認等については，どこまで現場教員の負担となっているか不明であるが，学校代表で参加するといった形でないのであれば，岡山市で開催する場合に学校教員の原稿確認は必要ないのではと料する。
- ・平成9年から開催されているとのことであり，子ども区議会の形がかなり出来上がっている様子が伺えた。岡山市においても，多忙である教員に負担がかからない形で開催することが望ましい。

【流山市】

- 1 視察日時：令和6年7月17日（水） 10:00～11:30
- 2 視 察 先：流山市役所
- 3 視察項目：子育て支援員研修，子育て応援マンション認定制度，こども・若者の声を聞くシンポジウム，こども・若者ボイスプロジェクト，子育てに係る広報（LINE配信，子育てガイドブック，孫育てガイドブック，ママStyleながれやま，子育て施設MAP等）
- 4 視察先出席者

市議会議長	坂巻 儀一
子ども家庭部 部長	竹中 大剛
子ども家庭課 課長	小谷 和雄
子ども家庭課 課長補佐	石川 和男
子ども家庭課子ども政策室 室長	小谷 恵子
- 5 説明概要：

（仮称）流山市こども計画の策定

- ・基本理念として，子どもの最善の利益が実現され，すべての子どもが健やかに育ち，地域全体で子育てできるまち流山ということで，子育てと育ちを両面から支えていくというのが流山の特徴。

- ・こども基本法の第10条、第11条など、子ども等の意見の反映という部分に関して、子ども施策の策定実施評価するに当たり、子どもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとするということで、これは自治体の義務になっているが、この必要な措置をどう講じていくか、政策・計画にどのように反映させていくか課題になっている。流山市も同様に、いろいろ模索をしながら、取り組みを進めているというような状況。
- ・現行の計画が、子ども・子育て支援法と次世代育成支援対策推進法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」であるが、今度の計画では、こども基本法に基づき、この事業計画にプラスをして、「子ども・若者育成支援の計画」、「子どもの貧困対策についての計画」を合わせて、3つの計画を含める形での、「流山市子ども計画」を策定している途中。
- ・計画に関しては、「子ども子育て会議」の方で議論をしているが、基本的考え方、基本理念という中で、やはり「子どもの権利保障」というものを基本理念の中に位置付けて、それに沿った形で計画づくりを進めていこうと考えている。
- ・現状なり課題を踏まえ、内容を大きく一変させて、子どもの権利保障というものを柱に据えた取り組みを進めていこうというところに舵を切った。
- ・流山市において子どもの権利保障という観点で言うと、「流山市自治基本条例」と「流山市子育てにやさしいまちづくり条例」の2つがあるが、この2つの条例には「児童の権利に関する条約」の「4つの一般原則」が明確に位置付けられていない。
- ・「子育て」にやさしいまちづくりだけではなくて、「子ども」にやさしいまちづくりという理念を取り込み、こういった権利保障の条例化を考えているところであり、豊田市の事例も参考にしている。

子ども・若者ボイスプロジェクト

(子ども・若者への意見募集)

- ・意見募集の周知方法は、SNSの活用、LINE、HP、市内の学校、駅などにポスターの掲示など。243件の意見があったが、数的には思ったような成果には至らなかったと考えている。
- ・今後の課題として、特に若者の居場所の拠点を作っていく必要がある。また、ユースモニター制度など、直接意見を聞ける吸い上げるような仕組みが必要になってくると考えている。
- ・意見募集の結果に関して施策なり、子ども若者のフィードバックをしていく必要があるが、こども基本法の11条の中でも、このフィードバックをどのようにするかが最もポイントになってくる。
- ・その検討した結果、可能なものは、計画・施策に反映して、令和7年度予算への計上、もしくは、各種の計画に記載・公開することが、子ども・若者へのフィードバックになると位置付けている。

(子ども会議)

- ・昨年度、モデル的に子ども会議を実施。
- ・対象としては、小学生中学生高校生の募集として30名を募集したが、小学校5、6年生が3名。中学生が9名、高校生が3名ということで計15名の子どもたちが手を挙げてくれた。
- ・15人を3グループに分け、それぞれテーマを設定して、このテーマの設定に関しては、先ほど

の子ども・若者の意見募集の中から、子どもたちが自分たちで提案したいテーマというものを選んでもらった。「相談できる場所や人について」、「自然環境や通学路などについて」、「校則や制服について」など。

- ・昨年度、令和5年11月から令和6年2月まで全4回開催。3月に市長と教育長も出席してもらって、報告会ということで政策提言をしてもらった。
- ・それぞれのグループごとに、パワーポイントの資料で写真を入れた資料を作ってもらって、読み上げ原稿を、子どもたちがみんなで作成をして、約10分弱のプレゼンを市長、教育長の前で実施。市議会議員さんも多くの方が傍聴いただいた。
- ・それぞれのテーマにおいて現状と課題を挙げてもらって、解決策はどういったものかということ子どもたちで考えてもらった。
- ・子どもたちだけでは社会課題がわからないというようなこともあったため、流山市内にある江戸川大学の学生に協力してもらい、ファシリテーターのような形で参加してもらって、各グループに3、4名ぐらい入ってもらって、資料づくりとか、プレゼンテーションに向けてのデータ、分析とか、資料集めとかをしてもらった。

子ども・若者の声を聞くシンポジウム

- ・民間団体、NPOの流山子育てネットという団体と市で共同して実施。
- ・昨年度から共同でこういったものを取り組んでおり、今年度のまず第1弾ということで、子ども大綱の内容も含めて、子ども・若者から意見を聞く取り組みをした。
- ・午前中の部は子どもでワークショップを、午後の部は基調講演・シンポジウムを実施。

子育て支援員研修

- ・この研修は、流山市独自にやっているわけではなく、国の方向性に沿った形で地域保育コース、地域子育て支援コース、預かりコースという3つのコースで研修を実施しており、研修自体も江戸川大学に業務委託をして実施している。
- ・課題としては、なかなか研修を受講しても就職に繋がらない、結びつかないような受講者もいるので、主として市が間に入って、継続的なマッチングなどを行っていく必要がある。

子育て応援マンション認定制度

- ・子育て応援マンション認定制度は、平成28年4月1日に施行。区画整理事業の工事の進捗にあわせて、マンション建設が多数始まり、市としても子育て世帯に配慮したマンションを流山市が認定する制度というものを設けた。

子育てに係る広報

(LINE配信)

- ・2021年度から流山市の子育て情報の配信ということで、子ども家庭部オリジナルの流山市子育てチャンネルを設定。
- ・防災情報その他市政全般の情報配信を行う流山市の全庁的な公式アカウントとはまた別に、子

育てに特化した情報配信をということで、主に、児童館情報、子育て支援センターの情報、イベント、公共施設のご案内、各種手当の支給などの情報を随時配信している。

- ・子ども家庭部を越えての活用もしており、健康福祉部の講座、両親向けの講座、保育（子育てガイドブック）
- ・今のものは4代目の子育てガイドブックになる。4代目というのは、2年に1度更新しているが平成29年度に、この製本された形で誕生した。
- ・転機になったのは平成17年のつくばエクスプレスの開通であり、例えば保育所や公共施設の場所を知りたいというニーズがセットになっていたため、マップもセットで作成。
- ・2年に1度情報更新している。毎年できればいいが厳しい。

（孫育てガイドブック）

- ・平成30年6月議会に公明党の議員さんの方から一般質問でご提案いただいて作成したという経緯がある。
- ・子育てについては、全員で取り組んでいくものだという話があり、子育てはお父さんお母さんだけでなく、祖父母おじいちゃんおばあちゃんの世代にサポートしていただけると大変助かるということであった。

（ママstyleながれやま）

- ・市の方では直接発行しておらず発行元はNPO法人。ライズアップ女性サポート実行委員会が作成。
- ・発行は年2回で、ライズアップのHPにはバックナンバーを備えており、非常に見やすくなっているとの評価がある。

（今後の広報の方針）

- ・市の広報で思いつくものは、広報誌・HPが定番だが、それだけでは今は駄目。これからの時代はSNSをどんどん活用していくことが必要。
- ・まだまだ「子どもの意見聴取」といった視点が、市の職員全員に浸透しきれてない部分がある。そういうことを市の方でも、各施策担当から認識を深めて情報発信をしていく必要がある。

6 所感

【子育て応援マンション認定制度】

- ・市全体で子育てを応援していることがわかる制度だと思った。
- ・ある種の行政指導でもあり、強制力はないものの、一定の事業者が認定を希望していることが伺えた。流山市という子育て先進都市としてのブランド力があるからこそできる事業とも感じる。
- ・行政側からの大きな予算的な負担もない上に、開発・販売事業者側、購入希望者側の両面から利点がある点が良い。

【その他】

- ・岡山市で同様の取り組みを全て導入することは現実的ではないが、自治体としてのマーケティングの視点はとても参考になる。
- ・参考にしたい点として、こども・若者からの意見募集や意見交換の実施が挙げられる。また、

地域全体で子育てする、という意識が計画に出ていると感じた。

- ・ゼンリンが作成している子育てガイドブックが良い。
- ・つくばエクスプレスの開通をきっかけに、ターゲットを「共働きの子育て世代」と明確に打ち出し、マーケティング戦略を「マーケティング課」をあげて行う。自治体でのマーケティング課というのは異例だが、その結果が、今の人口増加率や市のブランディングに繋がっていると感じた。
- ・やはり、全国的に見ても子育て支援施策についてかなり先をいっている印象を受けた。しかし、ここまでの子育て支援をしても、出生数が高止まり状態となってきたとの話を聞き驚愕した。
- ・全国的にも学校の統廃合等が問題となっている中、逆に新たに学校を新設するといったように、子育て支援に力を入れた結果が数字としてしっかりと表れていた。マーケティング課設置の影響であるかは不明だが、しっかりと子育て世帯のニーズに沿った施策が次々と展開されていた。
- ・次回、もし改めて視察に行けるのであればぜひ駅前送迎保育ステーションの視察にも伺いたい。
- ・岡山市においても「こどもまんなか応援サポーター」を宣言しているので、子育て世帯やこどもを中心とした子育て支援対策をしっかりと行えるように流山市の事例も参考にしながら子育てしやすい岡山市を目指していきたい。

【豊田市】

- 1 視察日時：令和6年7月18日（木） 10:00～12:00
- 2 視 察 先：豊田市役所
- 3 視察項目：ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI），豊田市子ども条例，
豊田市子ども会議
- 4 視察先出席者 議会運営委員長 北川 敏崇
こども・若者政策課 課長 宇佐美 由紀
こども・若者政策課 副課長 矢藤 亜矢子
こども・若者政策課 担当長 松本 一輝

5. 説明事項：

ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）

- ・ユニセフCFCIは、世界でユニセフが展開している活動になっている。
- ・子どもと最も身近な行政単位である市町村と、子どもの権利条約を具現化する活動をしているということで、世界では5,676の自治体をコミュニティで展開し、1996年から推進。日本ではまだ取り組みが始まったばかり。
- ・豊田市はまだ実践自治体というものにはなっており、今候補自治体として、実践自治体の認証を来年の1月、今年度中に取得をするというところを目指している。
- ・豊田市では平成19年に豊田市子ども条例を制定し、これが子どもの権利条約を豊田市の中で実際に推進していくために制定した条例になっている。

豊田市こども条例

- ・ 条例を制定するきっかけは、子ども部を創設するに当たり、子ども施策を一元化して取り組んでいく際に、子どもの権利がやはり大事ということで重点として取り組むことになった。
- ・ 毎年子ども委員へ子ども条例について伝えている。
- ・ 条例の構成としては、4つの権利を基本とし、それをどのようにまちづくりに生かしていくかと、権利を守るための仕組み、また、子どもの権利擁護の制度や、それを推進するための仕組みとして計画・検証など。
- ・ 基本的には子ども条例で規定している権利は、基本的人権と一緒に生まれながらに持っているものになるので、義務とは関係ないということを、大人にも子どもにも伝えている。
- ・ 今後、こどもの権利条例を制定しようとする自治体においては、こども基本法が制定をされたので、例えば子どもの意見反映をしましょうとか、子どもの権利を保障しましょうというのは、法律上担保された状態になっているというところで、何を目的に条例を作るかっていうところが、今後難しくなってくると考える。
- ・ 条例第21条に子どもの権利擁護委員を規定しており、同委員は現在3名。弁護士、臨床心理士、大学教授などの専門的な知見で権利侵害から救済する役割。
- ・ 同委員は、非常勤特別職ということで第三者的な立場。どこかの組織に基づく視点ではなく子どもの視点に基づいて相談に応じたり、権利の救済を図るというところで、設置をしている。
- ・ その子ども相談を受ける場所として、規則で制定しているのが子どもの権利相談室。ここに相談員を置き、権利擁護委員と一緒に子どもの視点で解決を目指している。
- ・ 子どもの権利擁護委員が制度の変更などを勧告する機能を条例上担保されており、勧告があれば市は結果報告義務を負う。
- ・ 相談に関しては、行政はその当事者になりうる立場なので極力立ち入らず独立性を尊重している立場をとっている。
- ・ 第12条に子どもの権利の周知と学習支援が規定されているが、子ども条例を具体的に学ぶことが必要だということで、指導主事の先生・保育士と一緒に、幼児、小1・小3・小5を対象にして授業1時間で使用できる教材「子どもの権利学習プログラム」を開発し、昨年度から全ての小・中学校で使用している。
- ・ 権利擁護委員、子どもの権利相談室、子ども会議などがなくならずに残っているのは子ども条例があることが要因として挙げられる。
- ・ 2019年から権利擁護委員が直接中学校向けに授業をするという取り組みで中学校を回ってもらったが、子どもたちからこの取り組みを親や地域の大人にして欲しいという意見を受け、昨年度から保護者と地域に向けても権利擁護委員による研修を実施している。

豊田市子ども会議

- ・ 子ども会議というのは、議会というよりはもう少し子どもの意見聴取みたいな形に近い人たち。議会という位置付けにはしていない。条例第20条に子どもにやさしいまちづくりに関することについて、子どもの意見を聞くために設置をする旨規定しており、それに基づいて平成20年度から継続して実施。様々なやり方を試し、見直しというのを繰り返している。

- ・募集対象としては市内在住の小学校5年生から高校生。
- ・予算は概ね140万円程度で、昨年度から委託費も入っている。
- ・子ども会議もできてからもう15年以上経っている。
- ・おそらく最初は子ども条例を作ったときの子どもたちが中心となって実施してきたと思われるが、子どもにやさしいまちづくりについてというテーマで人を集めようとしてもなかなか集まらなかったり、またテーマを子どもたち自身で決めていたが、テーマを決めるというところで時間をかなりとってしまったこともあり、令和3年度からテーマを市で決めて、そのテーマに関心のある子たちを集める方法に変更した。
- ・74人の子ども委員が今年度活動して、大学生サポーターが50人程度いる。
- ・大学生サポーターは子どものグループワークに入って子どもが考えるときに相談に乗ったりしており、近い立場の若者が聞いてくれることで安心できるという点や、子ども会議の委員を高校3年生までした後、大学に入学して大学生サポーターになる子がいて、縦の繋がりの場ができるなど、普段の学校では経験できない関係性が味わえる。
- ・参加対象者は、開始当初は小学校1年生以上を対象としていたが今は小学校5年生以上。どうやってグループとして進めていくか考えると、やはり小学校高学年ぐらいからが適切。
- ・最初は「子ども市議会」というのを開催したが、現在は、それを市長に向けて発表し、議会という形では行っていないため、議会事務局が特に担っている役割はない。
- ・最後に今後の課題に関し、意見表明は頑張っているが、意見反映というのがなかなか難しい。また子どもへのフィードバックというのもこれまで足りていなかったというふうに思っており、原因を分析して今年度からまた取り組んでいきたい。

6 所感

- ・条例で参考にしたい点として、子どもの権利侵害に対する救済と回復(5章)が入っていて、具体的な組織になっていることが挙げられる。
- ・子どもの意見を表明できるその意見で地域が動く施策に反映されるようになると子どもたちの郷土愛がより一層広がるのではないかと思われた。
- ・豊田市には、子どもが意見を表明出来る機会、社会に参画出来る機会がしっかりとある。家庭、学校以外でコミュニケーションが取れるので、子ども達にとっても学びの場になる。子どもから大人まで皆でしっかりとまちづくりを考えているし、子ども会議を開催することが大変なことではなく、開催することが恒常化している様に感じられた。
- ・子どもが主体者となって、大人たちの会議に出席し意見をのべている。
- ・子ども委員等が活躍し、子どもの意見がしっかりと聞けて反映できる仕組みが出来ている。
- ・小中学校で、市が独自に作成したこどもの権利学習プログラムがあり、授業の中で活用されている点は参考になる。
- ・素晴らしいと感じたポイントは子ども自身が積極的に関わる環境を行政が整えていること。そして、子どもにとって大切な4つの権利について就学前から中学生まで発達段階に応じた学習ノートを活用して、授業において子どもの権利と責任(尊重される権利と、他者の権利を尊重する責任)をしっかりと身につけることができるように配慮されていること。権利ばかりに目が

行きがちな社会において非常に必要性が高いと感じた。

- ・希望者参加型の子ども会議で子ども委員を経験した中から大学生サポーターとして活動する人が出てきているとのことで、多世代間の交流や自分の意見等を表明する機会としても、さらには地域に対する愛着の面でも、市民参画の素地を作るのに重要な役割を果たしていると感じた。
- ・今回の視察先で共通して感じたのは、形は違えど、子どもの意見を聞く体制が整っている事であった。

○令和6年7月19日（第4回勉強会）

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について

イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取について

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について

イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取について

概要

前回勉強会に引き続き、条例（試案）第20条から第41条について議論し、各条文について活発な意見交換がされた。特に各条文の義務づけの程度が議論になり、条文に規定されている内容の実現可能性や、条文の主語が誰になっているかを十分に踏まえるべきという方向性で議論が進んだ。

委員長から、関係機関への意見聴取、意見交換についてはスケジュールが許す限り丁寧にやりたい、意見聴取先で希望する団体があれば次回勉強会までに事務局に提出するようにとの発言があった。また、次回勉強会では修正後の条例（試案）を確認後、意見聴取先及び聴取方法について検討したいとの発言があった。

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について

イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取について

会議の内容

概要

前々回と前回の勉強会で 1 条ずつ検討した結果を踏まえて改めて修正をした委員長案を提示。

義務規定、努力規定の表現について、国の法律や他政令市で使用していない表現については使わないこととしたこと、また、生活困窮者自立支援法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律などを参考に貧困対策、ヤングケアラーの規定について見直しをしたことについて委員長から説明があった。

また委員長から、今後会派から意見を出してもらいたい、とりあえず当局にこの案を提示し、意見聴取をしようと考えており、その後、各会派から提案してもらった条例案に対する意見聴き取りの対象となる各関係機関、関係団体、学識経験者などを対象に、8 月から委員で手分けしながら聴いていく方針であること、また意見聴き取りの際は大人からのメッセージをいただき、後日実施することもへのアンケートと合わせて、これらを前文に反映することも考えていきたい旨の発言があった。

一部の委員から、単独のヒアリングを行うだけでなく、まとめて意見を聴く機会も設けて併用してはどうかとの意見があり、了承された。

委員長から、最終的には市民向けに条例案を示したパブリックコメントを 1 カ月程度は期間をとって行うので、スケジュールはかなりタイトになる旨の説明を受け、一部の委員から、パブリックコメントをするならしっかり市民の意見を反映していくべき。とりあえず実施したという形にならないようにすべきとの意見があった。

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について

イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取について

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について

概要

当局からの意見聴取を行うため、岡山っ子育成局、教育委員会出席の上実施した。委員長から、前回までに委員会として条例の試案を一通り協議し現時点で形になったものについて、一通り説明があり、それを受け、教育企画総務課長、こども企画総務課長、こども総合相談所長、こども福祉課長から、条文の趣旨に対する質問や条文の修正を求める意見があった。

当局退席後委員長から本日の当局からの意見については、文言整理すべき部分は行い、検討が必要な部分は今後委員会で協議していきたいとの発言があった。

また、委員長から前文についての方向性について次のように説明があった。東京都北区の条例の前文のように、こどもへのアンケートの内容を踏まえて、こどもからのメッセージを入れたり、おとなからのメッセージを意見聴取の際に聞いて前文に入れこむなどを行うことにより、みんなの意見を前文に入れこんでどうかと考えている。

またその方法も含めて委員会で検討していきたいとの発言があった。

イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取について

概要

委員長から、今後意見聴取を行う候補として、各会派から提出を受けた74団体の取扱いについて説明があり、委員会として手分けして訪問する団体先と、意見聴取会の形で市役所へ来てもらう団体とを早急に分ける。意見聴取をする日程も決定していかなければいけないとの発言があった。

1 少子化対策に関する調査

- ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について
- イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取について
- ウ （仮称）こども議会の試行について

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

- ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について
- イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取について

概要

条例（試案）については前回の勉強会で当局から出された意見を中心に議論された。主語を明確にする，抽象的な内容をより具体的にする，義務規定・努力規定の選択などについて各条文を丁寧に審議し，最終的に委員会としての試案を決定した。

委員長から，8月中に行う関係機関への意見聴取方法について以下のとおり説明があった。

- ・関係団体や関係機関に，「（仮称）岡山市こどもの権利に関する条例」の制定に向けての説明文と，条例試案を事前送付する。
- ・意見聴取会は8月22日と26日に実施。
- ・意見聴取会に呼ぶ団体以外の団体は，委員で手分けして，1団体につき2～3人で意見聴取する。

ウ （仮称）こども議会の試行について

概要

委員長から以下のとおり，（仮称）こども議会の試行について説明があり了承された。

- ・今年度は12月18日の14:00～後楽館高校生徒を対象に本会議場で試行を行う。（2時間程度を想定）
- ・6～8グループ，1グループ3～4人。そのうち1人の代表者が当局へ質問する。
- ・決算委員会終了後，11月定例市議会までに本特別委員会委員による「事前学習会」を後楽館高校にて2回実施することとし，「市政」「議会」「議員」について高校生に説明する。

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について

イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取について

ウ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係るこども向けアンケートについて

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について

概要

委員長から、人権推進課からの条例（試案）に対する意見の説明があった。その内容としては条文の修正を求める意見や条文の趣旨に対する質問、また、自死対策をどうするのかという意見等であり、これらの意見に対して、委員から様々な意見があった。自死対策については、再度人権推進課と表現方法等について協議することとなり、また、全体の条文の修正について委員の意見を踏まえ、改めていくこととなった。

イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取について

概要

事前に聴取していた各委員の予定を基に、意見聴取日程表が示された。委員長から日程や聞き取り先関係機関、聞き取りに行く委員、責任者等についての説明があった。

ウ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係るこども向けアンケートについて

概要

委員長から、当事者である子どもたちにしっかり意見を聞かなければならないため、アンケート方式で意見聴取を行うことについての説明があった。

そのほか、8月中旬と9月上旬に小、中学校の校長会にて説明を行い依頼する予定であり、アンケートの案は本日タブレットに入れている。内容は大きく6題を考えている。

アンケートの方法についてはタブレットで回答してもらおうと思うが、再度、教育委員会へ確認する。

対象とする学年についても、教育委員会へ相談しながら考えていくとの説明があった。

最後に委員長から、こども議会について、9月定例議会終了後には、後楽館高校へ行く予定があるので、日程を早めに皆さんに提示し、できれば委員全員で行きたい、との説明があった。

関係団体に対し、（仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について第1回目の意見聴取会を行った。

- ・ 7 団体出席
- ・ 1 団体ごとに10分ずつ、条例に対する意見陳述
- ・ 冒頭に委員長から本条例の概要、検討の経緯、スケジュールを説明

各団体の意見の概要

- ・「育つ権利」で「文化、芸術、スポーツ及び自然に親しむ等様々な経験をすること」が規定されているが、家庭での生活の余裕がないことから、子どもに豊かな体験を保障することが難しい家庭が増えているので考慮すべき。
- ・「基本理念」の「安全で安心して命と生活が保障され」とあるが、もう少し言いやすい言葉で「命を貴び、安全で安心な生活が保障され」という感じのほうがいいのではないか。
- ・「保護者の役割」を規定している条で、「保護者は、こどもの養育については、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下」という表現が気になる。保護者だけがということに勘違いしてしまっているのではないかと感じる。
- ・こういった条例こそ、子どもたち、子どもに関わる大人の参加というものが非常に大切であり、できるだけ多くの人の意見を聴いてほしい。そのためにもこの取組の周知が大切。
- ・意見を表明する機会を確保するということは規定されているが、モニタリングの仕組みがないとうまくいっているかどうかの判断ができないと思う。
- ・救済のための機関・制度を具体的に規定すべき。
- ・問題がある子というのはその周りが大変だから、子どもの周りの大人を助ける仕組みを入れてもらいたい。そのためには関係機関が連携する仕組みが必要。
- ・権利が侵害された場合の救済や主権者教育に言及しているところは良い点。
- ・子どもは愛情を受けながら育つべきだが、スマホを2歳以下とかで与えたりすると人との信頼関係等で影響がある。視力の問題もあり、そういったことを条例に規定できたら。
- ・こども会議やアンケートでは、今まで子どもが生きてきた固定観念で思いつく中でしか選択肢がないので、なかなか難しいと感じている。ワークショップなどでわいわい楽しく意見を言える環境が良いのでは。
- ・バスケットや卓球をしたり勉強する場など中高生の居場所が不足している。川崎市の子ども夢パークは、乳幼児だけでなく中高生も世代を超えて集える居場所の遊び育てる施設である。我々はソフト面では居場所づくりに頑張っているがハードは難しい。
- ・公園を使おうとすると、管理は区だったり、庭園都市推進課だったりして、担当の子どもへの理解があるかないかで制限が結構左右されている現状がある。共通認識を持って施策を実践してもらいたい。
- ・子どもの権利が4つに分けられている。これは以前ユニセフで使われていたものだと思うが、今はユニセフでもこの4つの権利を使っていないため、今更これを使うのはどうか。

- ・子どもが権利の主体であるということがずれていないか。第4条で「こどもは、自分の権利を知り、及び大切にしよう努めなければなりません」とあるが、なぜ子どもに義務を課するような表現になっているのか。子どもに義務を押しつけるのではなく、大人が何ができるかという視点で規定すべき。
- ・こどもの定義が「18歳未満の者及びこれらの者と等しく権利を認めることが適切な者」となっているが不明瞭である。もう少し明確にするか、あるいはこども基本法の「心身の発達の過程にある者をいう」に合わせてどうか。
- ・保護者の役割で「暴力、虐待、体罰、放置、搾取等を行わず、愛情を与えること」とあるが、この「愛情」という言葉はとても危うい。なぜなら、この子のために思って愛情があったから殴ったということがある。法律の中に「愛情」という曖昧な言葉を使うことは不適切。
- ・同じように、「秘密」という言葉も、子どもが秘密にしてほしいということを鵜呑みにするのは危険。虐待されていることを秘密にすることを強要されていることがある。
- ・意見表明していく支援も大事だが、意見を形成していく支援も必要。子どものわかりにくい話でもしっかり話を聴く大人が増えることが大事であり、そういう場の保障をしてもらいたい。
- ・こども基本法ができる前に出来た条例とは、種類が変わってくるのでは。岡山ならではの、日本で初めて本当に子どもを権利の主体に置いたという視点でつくってほしい。
- ・罰則がない条例だが、そういった意味で、絵に描いた餅にならないように。そうならないためには、こどもの権利というのは何なのかというところをみんなで読み解いていき、どうありたいかを出し合ってからつくっていく、という過程を大事にしてほしい。
- ・最近の子どもは空気を読み過ぎて、自分が言いたいこと、思っていることは本当に言えないし、考えないように、つらいからそもそも考えないみたいになっていて、とても意見表明を言うようなところにはいないと思う。
- ・こども議会は、「子どもの意見を聞きました、今日はこれだけまとめました。ではこれが子どもの意見ですね」とか、子どもが大人の顔をうかがって「こう言ったほうがいいかな」ときれいにまとめるような場にならないように。アドボケイトの力を持った人と一緒につくっていくことが大切。
- ・こどもの定義を18歳で区切らないでほしい。自分には20歳の子がいるが、まだまだみんなに支えていてもらいたい対象だと思っている。
- ・自由に遊べる場として、中学校区に一つくらいは児童館がほしい。
- ・子どもを産んで1年ぐらい、子どもが自分に生まれたことの実感がなかなか持てなくて、自分が親だということを忘れてしまうような、ふわふわした感じで子育てがスタートしたというのを覚えている。親になるというのは、時間をかけて子どもとの時間を過ごしながらになっていくものと思うので、そういう支援は本当に大事。
- ・地球環境の問題や、市の施策全体に子どもの未来という視点を入れてほしい。
- ・こどもの意見を聴く際に、アンケートだけでなく実際に子どもと意見交換の方が意見は出やすくなると思う。2月定例市議会での議決を目指しているとのことだが、あまりそこにこだわらず良いものをつくってほしい。

関係団体に対し、（仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について第2回目の意見聴取会を行った。

- ・10団体出席
- ・1団体ごとに条例に対する意見陳述
- ・冒頭に委員長から本条例の概要、検討の経緯、スケジュールを説明

各団体の意見の概要

- ・第2条 こどもは18歳未満の者と年齢規定を入れているのはなぜか。精査してほしい。
- ・第2条 保護者は親権だけで区切るのではなく、現に監護する親、離れて暮らす親についても再度慎重な検討を加えてほしい。
- ・第2条 育ち学ぶ施設等は、子どもが活動する団体や子どもとその家庭を支援する団体を学校・園とは分けて規定し、その役割を明確に指示してほしい。
- ・第3条 基本理念の中に権利が保障されるとともに、侵害されたときに救済されることを規定してはどうか。
- ・第4条 2項と3項は不要。条文に子どもの責務と取られかねないような努力義務を規定するのは賛成できない。
- ・第4条 子どもの努力義務はこの条例には必要がない。
- ・第5条 いかなる理由でも差別や傷つけられることがなく、心身ともに健康に安心して過ごせる環境を本人の意思で選択できること、これは特性を理解されず差別的な関わりから欠席、不登校になっている子たちがたくさんいるので、付け加えてほしい。
- ・第5条 愛情の定義とは何か。再度検討してほしい。
- ・第6条 他害やいじめ、地域からの攻撃が起きて、その結果、家から出られない、自殺するという子も多くいるので、それを明記してほしい。
- ・第6条 それぞれに合った学習を認め提供すること、前例がないことにも取り組むということも明記してほしい。
- ・第6条（7）（9）条例に規定されている権利を実現させてやりたくてもできない家庭がある、できないことを親の責任にするのではなく、社会全体でその実現の方策を見いだせないか。
- ・第7条 あらゆる差別の中に不登校を入れてほしい。不登校であるということが病気や障害と認められない人が世間的に多いため明記してほしい。
- ・第7条（9）子どもの味方である救済機関の設置が必要。自分たちの思いが安心して伝えられる場所をはっきりと明確に規定したほうがよい。
- ・第5条～第8条 順番等もっと精査してほしい。
- ・第10条 その施策が認知されていないことが問題なので、情報が認知されるように情報提供することを書いてほしい。
- ・第10条、第11条 市の責務、議会の責務という表現になっているのは、市の責務ということでそのとおりだと思うが、おとな、保護者等々の役割というのを条例に規定するべきなのかとい

うのは少し議論が必要ではないか。

- ・第10条、第11条 具体的に担当部署、人員の配置、予算などを明記して子どもの権利の保障に責任を持ってほしい。
- ・第12条 子どもの権利は誰も奪ってはいけないということ、自分の権利だけでなくというところを加えてほしい。
- ・第12条 「愛情を与えること」は道徳的であり、時代にそぐう表現に変えられないか。
- ・第12条 「愛情を与えること」というこの一文は本当に必要なのか。障害児の子育てをしているとどうやっても抑え切れないものが出てくる。私は愛を与えてあげられてないと、そのお母さんをこの一言で追い詰めることになる。
- ・第12条 保護者の役割について、親や家庭の責任を一番に掲げては解決しない現状にある。「保護者が第一義的に責任を有するとの認識の下」を、「こどもは社会全体で養育し、その環境を整えることを前提とし、またはこどもたちが最も長い時間を過ごす日常生活の現場において」と明記してほしい。明確に責任を親に課すというような文言というのはそれを見るたびに心苦しく思う。
- ・第13条 いじめについて加害側に対する指導も同時に行うことと明記してほしい。
- ・第13条 学校評価制度の中でやる気を奪われている場合もあるため、評価を出す場合には子どもの意欲と自信につながる配慮をお願いしたいと明記してほしい。
- ・第15条 子ども自身の最大の利益を考えながら支援するという視点を加えてほしい。
- ・第15条 働いている親は、子どもが十分な休息を取ることができ、健康に配慮した生活を送ることができるように環境を整えてあげたくても時間的ゆとりがないのが実態。親が時間的なゆとりを持つためには、事業者に求められる役割というのは極めて大きいものがある。
- ・第12条～第15条 精査して4項目程度に絞る方がいいのではないか。
- ・第24条 いじめを行った者に対して、どういう指導が必要かを書いてほしい。
- ・第18条～第29条 今、実際にそれぞれの部署で努力している部分についてはそこに任せればいいのではないか。
- ・第25条 貧困対策の推進の中にひとり親家庭への支援の推進を追記してほしい。最後の「早期に講じるものとする」という文言の後に追加文として、「取りわけ貧困率の高いひとり親家庭について、子どもの体験や学習支援、養育費の確保、就労、自立支援など、親と子の両方への支援を着実に進める」ことなどを記載できないか。取組の方向性だけでも記載してほしい。
- ・第30条、第31条 担当部署や人員配置、予算も明記して子どもの権利保障の責任を明確にしてほしい。
- ・第31条 子どもに関わる人たちに、不登校状態にある子どもたちの状況を知って全ての権利を保障してもらえるように明記してほしい。
- ・第31条 「体制を整え」というところは、具体的な人員配置も含める、あるいは既存の子どもの権利を守るための仕組みを有機的に機能させられるように、具体的な体制の在り方を検討していく必要がある。
- ・第33条 特に今まさに権利を守られず困っている当事者や子どもの意見を聞くことだけではなく、必要なことは取り上げられ、改善されることを明記してほしい。

- ・第35条 声を上げられない子どもたちの声をすくい上げる必要があるためアンケートを実施すること。
- ・第37条 子どもの安心・安全に生きる権利や学ぶ権利を奪われた子どもを理解し、環境や学びの保障に努めること。本当に支援が届かない子どもと実際今まさに困っていますという子どもの権利が守られるような条例をお願いしたい。
- ・フリースクールに行けている不登校児はものすごく少ない。孤立してしまっている子たちのほうが多いので、そういう子たちの権利を守ってほしい。
- ・様々な困難を抱える子どもたちを支える方々が集まって一つ一つ議論してほしい。権利を守ろうということだけではなく、具体的なことがイメージできるように明文化してほしい。
- ・就学前の子どもを対象に、こどもの権利について親子で一緒に考えていけるような機会や教材のようなものを市で検討できないか。
- ・子どもや親、この権利を享受する人たちが分かりやすいものになってほしい。
- ・就学前の子どもたちの意見反映は要検討。
- ・医療ケアが必要な子や重度障害児の存在は、視界の外に追いやられる。そういう社会で子どもたちがどうやってそこに偏見や差別を持たずに育つのかということも考えた上での文言にしてほしい。

1 少子化対策に関する調査

- ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係るこども向けアンケートについて
- イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取結果について
- ウ 今後の方針について

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

- ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係るこども向けアンケートについて

概要

委員長から子ども向けアンケートについての以下のとおり説明があった。

- ・教育委員会を通じて小・中学校校長会へ依頼し、公立小・中学校の小学校5年生以上に各学年を通じて依頼文を配り、回答は岡山市電子申請システムで行う。
- ・依頼文書は議長名で出す予定。
- ・10月18日を締め切りとし、約1か月の期間で行う。
- ・アンケートの実施について、広報連絡を行う。委員から国立や私立についてアンケート対象にしないのかとの発言があり、委員長から高校も含めてできるだけ広くお願いしていくとの発言があった。

- イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取結果について

概要

まず委員長から条例（試案）についての総務法制企画課と人権推進課から出された意見についての説明があった。その後、関係機関等に対する意見聴取の内容の聞き取りを行った委員が順次発表した。

- ウ 今後の方針について

概要

委員長から、意見聴取を行う予定の関係機関でまだ実施していないところがあり、議会会期中に入るが対応できるところは対応していきたい。子どもへのアンケート調査が終わる頃を見計らい集計結果も含め、また委員会を開き条例をしっかり練っていく。

9月定例議会は長く、休会日が何日かあるので、会期中ではあるが特別委員会を開き、条例の中身を示し前に進んでいきたい、との説明があった。

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取結果について

イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係るこども向けアンケートについて

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係る関係機関等に対する意見聴取結果について

イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）に係るこども向けアンケートについて

概要

前回の勉強会以降に団体等からの意見聴取結果について順次委員から報告を受けた。

参画のしくみを考える際に参画しにくい子どもたちのことを考えることや、こどもがナチュラルに入っていけるような居場所が必要ということ、保護者をしっかり支援していくということがこれからは大事、子どもの義務を書くのはやめるべき等、その他多くの団体意見の報告があった。

おとなからこどもへのメッセージも、自分の事は自分で決めていい、困ったらおとなを頼ったらいい等が挙がった。これを受け、委員長から、110人超、50近い団体の意見を集約し条文を改めて検討するが、他にも聴きたい団体があれば追加で意見聴取を行っていくとの発言があった。

また、委員長からこども向けアンケートについて説明があった。9月11日から10月18日までの期間で、対象を市内在住、在学、在勤のおおむね20歳以下を対象とし、設問は8問でURL又は2次元コードから回答する。協力してくれる学校は、国公立の小学校、中学校ならびに県立の高校。私立の学校も順次依頼している。アンケートの結果は11月中に議会のホームページに掲載予定である旨の発言があった。

一部の委員から、こどもに対する暑さ対策が必要ではないか、もう行くところまで行っている。冷水機すら満足にない現状で皆水筒も空になったりしている。今後市の現状などを踏まえて委員会として考えていけたらとの発言があった。

次回は9月27日に委員会を開催し、今後のスケジュールについて協議予定。

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例について

イ （仮称）こども議会について

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例について

概要

委員長から、（仮称）岡山市こどもの権利に関する条例策定スケジュールイメージが示され、以下のとおり説明があった。

1 意見聴取はまだ随時行っていると認識している。

2 子ども向けのアンケートを9月18日に広報資料提供をした。期限は来月18日まで。

3 条例案検討について、今後はヒアリングと子ども向けアンケートの結果を踏まえて、条例案の検討を進めていきたい。岡山市こども計画にしっかりと反映していきたいので、計画の素案が提示されるまでに条例案を固めたい。11月定例議会前から1月中旬くらいまで、パブリックコメントを行い、その中身を確認して正式な議案の検討に入る。過去の乙号議案は常任委員会に付託して審査を受けているため、1度常任委員会で勉強会をしなくてはならない。その後2月定例議会中の常任委員会で審議してもらい、2月定例議会中の議決を目指す。施行については、4月1日施行、5月上旬施行などのパターンがある。

この説明に対し委員から、条例検討についても議事録が残る委員会形式で行うべきと考えるが、勉強会、委員会でそれぞれ何を議論するかについて基準があるのかとの質問があり、委員長から、毎週委員会を開催することはマンパワー的に難しいところがある。それぞれに意義を持たせて行っていくとの説明があった。

他の委員からは、スケジュールについて聞き取りの際多くの団体からスケジュールの見直しについての意見が出たが、2月議会に上程するのは確定なのかとの質問があり、委員長から確定であるとの発言があった。

続いて委員長から、こども向けアンケートについて9月26日夕方時点での途中結果について、小学生487名、中学生772名、高校生724名、その他22名の合計2,005名からアンケートが返ってきているとの説明があった。

委員からは、結果については議会のホームページ上で公開していくのかとの質問があり、委員長から議会として発表していくとの説明があった。また、他の議員からアンケートをまだ知らない先生や、配られていない学校があるようだ。教育委員会に確認し、通知が行くような取組が必要ではないかとの意見があり、委員長から再度学校にお願いさせていただくとの説明があった。

続いて条例試案の修正案の検討に入り、第5条について、食に対する意見も多かったため第2号に十分な食事や栄養が提供されることを今回追加した。第13条の保護者の役割について柱

書でこどもの養育については、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下としていたが、基本的にはそうだが難しいという意見が多く出されたため省いた。第26条もこどもの自死について多くの意見が出たため、こどもはかけがえのない存在であることから新設した等、手を加えた箇所や新設した箇所について、委員長から説明があった。

イ （仮称）こども議会について

概要

こども議会の日程等について、12月18日午後2時から4時まで本会議場で実施する。今調整している状況で、それまでに2回の事前学習会を行う。1回目の事前学習会は10月11日の12時から12時50分まで後楽館高校で実施する。市政の概要の説明、市議会の説明を市議会ガイドを使って行う。

2回目が11月8日で、通常の学校の授業が終わってからの16時から50分間で実施する。高校生たちに質問のつくり方や、こういった聞き方をすればいいんじゃないかとかといった話をしてもらいたい。1回目、2回目の事前学習会を経て、最終日の12月18日を迎えるという流れになる。名称についてもこれから議論していきたい。こどもアンケートの結果を見て考えてもいいし特別委員会の名称からとってもいいと考えており早めに決めたいと考えている。今後は11月議会前までに委員会、勉強会が4、5回は出来ると考えており、随時当局には提供していきたいとの説明が委員長からあった。

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）岡山市こども議会（試行）に向けて

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）岡山市こども議会（試行）に向けて

概要

委員長から（仮称）こども議会のスケジュール、内容について次の通り説明があった。

- ・本番の開催日は令和 6 年12月18日水曜日で14時から本会議場で行う。
- ・質問者は、岡山市立後楽館高等学校第 2，第 3 学年の代表生徒。校長は矢吹玲子先生。
- ・生徒は代表選抜のため、事前学習は放課後に実施。
- ・予定は 5～6 グループで、調整中。当日の参加者も、現時点では未定。
- ・先に事前学習で学習し、その内容から徐々に絞っていく。
- ・10月11日12時から12時50分まで岡山後楽館高等学校で事前学習会第 1 日目を行う。岡山市の主な政策について政策企画課の職員が20分説明し、岡山市議会について、本特別委員会の議員が以前議会運営委員会で作成した「市議会ガイド」を使用しながら20分説明し、終了後生徒から質問を受ける。田口議長も冒頭で議会代表としてご挨拶いただく予定。
- ・議会の説明は 1 期生でもらってはどうかと考えている。
- ・事前学習会 2 日目は、11月 8 日16時から16時50分までで、岡山後楽館高校で実施。これまでの議会での質問の分かりやすい例を紹介し、議会質問作成に向けての留意点や探求内容に関する助言などを実施する予定。

以上の説明を受け、委員から「市議会のしくみの説明において、委員会としてどこを一番子どもに分かってほしいかをしっかり強弱をつけて伝えるべき。」「なぜ今、こども議会をしようとしているのかという根本のところをしっかりとって理解してもらわないと、ただ時間を取られる、というように思われる。」「説明だけにならないよう、生徒の質問の時間をしっかり確保すべき。」「1 期生で相談して説明の分担を相談していただければ。」などの意見があった。

そのほか、（仮称）こどもの権利に関する条例のスケジュールについて、委員長から発言があった。衆議院選挙が急に入ってきたため、10月、11月のスケジュールがタイトになる。こども向けアンケートの締め切りが10月18日ということ踏まえ、11月議会前にはパブリックコメント案を作成する必要があるが、それまでに勉強会、委員会を 1 回ずつできれば。また委員の都合を確認し、できるだけ出席者が多い日を検討して開催する予定という趣旨であった。

また、委員から、子どもの暑さ対策について特別委員会として市長へ政策提言を提出してはどうかとの提案があった。これを受け、委員長からタイトなスケジュールではあるが、良い提案があるので、委員の協力があれば今後意見を聴きながら進めていく趣旨の発言があった。

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こども議会について

イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について

ウ その他

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こども議会について

概要

委員長から12月18日に試行で行う（仮称）こども議会の名称を決めておきたいと提案があり、高橋委員が2案考案し、高校生に選んでもらうことになった。

委員長から11月8日に実施する（仮称）こども議会の第2回事前学習会について委員長から以下のとおり説明があった。

- ・後楽館高校の中講義室で実施する。
- ・前半20分間座学で質問原稿の作り方と議場における質問の作法を説明し、後半は各グループに分かれワークショップを行う。
- ・座学の説明については林委員長、岡崎委員、二嶋委員、森山委員、高橋委員で行う。
- ・ワークショップについては、各グループに委員がファシリテーターとして1名以上つく。

イ （仮称）こどもの権利に関する条例（試案）について

概要

委員長から（仮称）こどもの権利に関する条例（試案）のこども向けアンケートの結果報告があった。

- ・合計4,574名の子どもたちから回答があった。「小学生40%」,「中学生29%」,「高校生29%」,そのほか2%。
- ・「子どもの権利を知っていましたか」という問いに対し,「知っている36%」,「聞いたことがある49%」,「全然知らなかった35%」で,3等分になっていた。
- ・「あなたにとって大切だと思う子どもの権利は何ですか」という問いに対し,約3,000人の子どもたちが全部の権利を選んでいた。その中でも,「安全で安心して生活することができる場所がある」が一番多かった。
- ・「あなたは子どもの権利条例を誰に知ってほしいですか」という問いに対し,一番多いのが,「お父さん,お母さんなどの保護者」。その次に多かったのが「友達」。
- ・「あなたが幸せを感じる時はどんなときですか」という問いに対し,上位3つが,「家族と楽しく過ごしているとき」,「友達と楽しく遊んでいるとき」,「趣味やスポーツを楽しんでいるとき」。楽しんでいるときに子どもたちは幸せを感じている。
- ・「子どもの意見が言える場が必要か」という問いに対し,「必要」は61%。「どちらかといえれば必要」を入れれば8割を超える。

- ・自由記述では「意見を聞いてほしい」という趣旨が一番多かった。次に、大人に対する感謝や激励、大人に関する要望も多かった。また、いじめに関することが意外と多かった。
- ・子どもの権利条例に入れたと思う言葉、キーワードという問いに対し、一番多かったのが「自由」。2番目が「幸せ」。その次が、「楽しむ」、「平等」、「安全・安心」、「いじめをなくす」、「子どもの意見を聞いてほしい」。

委員長からアンケート結果を条例に反映させていくこと、また、前文も含め、次回11月6日の委員会で各会派の意見を出していただくとの説明があった。

委員長から今後のスケジュールについて、条例案を11月22日までに完成させ、パブリックコメントを11月25日頃から開始し、1月17日頃を締切りにする。12月号の市議会だよりに掲載する予定との説明があった。

事前に聴取していた各委員の予定を基に、意見聴取日程表が示された。委員長から日程や聞き取り先関係機関、聞き取りに行く委員、責任者等についての説明があった。

ウ その他

概要

委員長から、来年度の予算編成に向けて特別委員会として、こども、子育て関係について要望書を提出してはどうかという意見があったので、各会派で新規でも既存事業の拡充でもよいので3つ要望を出していただき、全会派で共通するもの、皆がいいと思うものを委員会の要望とするとの説明があった。

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こども議会について

イ （仮称）こどもの権利に関する条例について

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こども議会について

概要

委員長から、11月8日に事前学習会の2日目の内容の概要、出欠確認、集合時間と当日の注意事項など説明があった。

（仮称）こども議会の名称について高橋委員から、「高校生未来創造議会」「後楽館まちづくり会議」の2案が提示され、事前学習会に後楽館高校の生徒に決めてもらうことになった。

イ （仮称）こどもの権利に関する条例について

概要

各会派、市関係部局からの意見が述べられた。

- ・自民党 こども向けアンケート結果では、子どもたちが最も幸せを感じる瞬間の間に対し「家族と過ごしているとき」が全体の2／3だった。また、自分の意見を言う場が必要と感じている子どもが8割だった。子どもたちは人と直接的に交流し、つながりを持つことを求めているので、学校の校外活動など交流の場を条例に盛り込めればよい。子どもの権利を守るとともに、社会的ルールや礼儀なども教えることも大切である。こども向けアンケートの結果からは様々な意見が寄せられており、それらを踏まえて条例制定していく必要がある。
- ・公明党 こども向けアンケート結果から、子どもたちは自分たちの声を聞いてほしいと感じていることが分かった。これを基に、子どもの声を幅広く聞くための多様な手段を条例に明記していきたい。
- ・みらいえ

第1条「今を安心して暮らすとともに」を追加。

第2条、第11条、第14条、第18条、第31条「育ち学び遊ぶ施設」の順番を入れ替え。

第5条「保障されなければなりません」を「保障されます」に修正。

第5条（5）「慈しまれて」を削除。

第5条（6）における「孤独や孤立について相談できる場があること」を「安全で安心して暮らせないと感じる時や、孤独や孤立について相談できる場があること」に拡大して修正。

第7条（4）「健全な遊び」を「遊び」に修正。

第8条（11）「非行」を「社会的に逸脱した行為」に修正。

第13条（6）保護者が「その他の支援を求めることができる」旨を追記。

第18条、特別な配慮を必要とする子どもや家庭への支援の優先順位について考慮。

第25条、第31条、努力義務とされている点を強める形に修正。

第26条「自死について学ぶ機会」を「命の尊さや人間の尊厳について学ぶ機会」などに修正。

第35条では、「将来的に」という文言を削除し、「こどもが国や社会の問題を自分の問題として捉え」に修正。

- ・ 共産党 こども向けアンケート結果は公表してほしい。

第1条「今を支える」という文言の追加，社会全体で子どもの権利の保障を進める点を明確化する。

第2条，子どもの成長過程の順序を「遊んで」「学んで」「育つ」に変更。

第5条，「提供」を「得られる」と修正。(5)「慈しまれて」という表現を「尊重される」に変更。さらに「困ったことがあったら相談できる場があること」に広げる。

第6条(2)と(4)が同じ内容であるため，(4)を削除し，(2)に「それぞれの個性が尊重され」を追加し，「自分らしさや自分の気持ちが尊重されること」としてはどうか。(6)「夢や新しいことに向かって挑戦する」を権利として位置付ける必要はなく，むしろ挑戦を阻む何かがあればそれをなくす環境づくりが必要。

第7条(1)は削除し，(2)だけで十分。(4)「健全な遊び」については「健全」を削除し，「遊びを通じて，健やかに成長すること」と修正。「知らないことについて質問すること」は権利で位置付ける必要はなく，質問が阻まれている実態があればそれをなくす環境づくりが必要。

第7条「友だちをつくる」という権利については削除。実態があれば環境づくりが必要。

第8条「過ちと非行」は，非行を犯した場合は法的に定められているため，権利として定める必要はない。

第9条「主体的に参画するため」ではなく，「参画する際には」と言い換え。

第10条，大人が子どもの権利を支援する「ねばならない」という文言は不要。

第11条「遊び学び育つ」の順番に変更。

第13条(1)「慈しむ」という言葉は子どもの立場を下げる可能性があるため削除。

第13条(3)，提供することを保護者の役割とするではなく「大切さを理解すること」に変更。

第13条(6)「困難な場合」とし，機械的な表現を削除。

第13条～第15条「こどもの年齢及び発達の程度に応じて」という文言は子どもの発達に対する専門的な判断能力が必要であり，理解度や判断基準がバラつき孤立する原因になるため，削除。

第13条～第16条「努めなければなりません」を「ものとします」に言い換え。

第24条「いじめ防止基本方針」が新規に定めるものか既存のものか確認したい。また，いじめの加害者に対する「支援」や「再発防止」を強調すべきで，その背後にある課題解決には支援が必要。

第30条，第三者機関を設置せず，既存の相談窓口ですでにやっているとなるのを懸念している。また，岡山市とは別に子どもの権利を擁護する第三者機関や権利擁護委員を設置し，施行日から2年以内にその体制を実現することを明記してはどうか。

第35条，こどもが主体となるような表現に変更し，「主権者教育を推進するものとします」と記載してほしい。

前文については、全体的に大人の観点が強く、子どもの権利擁護の観点からどう書くのかというところに重きを置いてほしい。少子化は社会課題だが、これは子どもの権利や保護とは直接関係ない。

- ・おかやま未来プロジェクト

第13条「保護者が第一義的責任を有する」という一文は入れた方がいい。これは他都市の子どもの権利条例やこども基本法など、多くの法令で明記されているから。

第34条「こども議会」の開催を義務付ける表記は、議会の開催方法や事務負担量が未定で、継続性が担保できていない現状から、市の職員に大きな責任を負わせることとなる。

また、こども議会は目的ではなく手段であり、子どもの意見表明や参画権を確保することが重要であり、第32条でその点が明記されているため、追加の義務化は不要。

- ・保健福祉局

第18条第5号「ひとり親家庭の子ども」の表記に加え、「親のいない子ども」も追加すべき。

- ・岡山っ子育成局

第2条第1号、こどもの定義が変更された理由を教えてほしい。

第34条「こども議会」については、第32条で子どもの意見表明と参画機会の確保が定められているため再考してほしい。

- ・教育委員会

第34条「こども議会」の記述を「市は、岡山市こども議会等の開催により、市の施策についてこどもの意見を聴く機会を設けます」と変更。

第6条第5号「一人一人が持つ」という記述を削除し、「性別に関する違和感や悩みについて相談でき、多様な性の在り方が尊重される」に変更。

第16条第2号、こどもを雇用対象にするのは違和感がある。

委員長から、前文（案）をつけているので各自読んでおくように、条例案については来週、再来週に議論し11月22日までに決定したい。11月末にパブリックコメントが始まり、提案は2月議会に行う予定との発言があった。

委員からは、市民からは自分たちの条例の形成過程を見たいとの声が多い。また、様々な会派からの意見が出て、どんな議論があって、原案となっていくかというのも、委員会内で議論することが必要だと認識しているとの意見があった。

委員長から、新年度予算の要望については、11月中に委員会として取りまとめて提出する予定。各会派からは3つ程度の意見を出し、議論して要望をまとめる。次回の委員会までにこれらを協議するため、各会派の意見を提出するよう発言があった。

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例について

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例について

概要

委員長から、条文案について、前回の委員会でそれぞれ各会派の意見をいただき、それらを反映したのを見え消し形式で作成した。本日は順番に 1 個ずつ進めていくとの説明があった。

まず、前文について委員から、こどものアンケートの中で条例に入れてほしいと思う言葉は 1 番が「自由」、2 番が「幸せ」、3 番が「楽しむ」だった。こどもの声として多くあったこれらは前文に入れてほしい。また最後の行で、今を生きている子どものことが大事だと思うので、現在の子どものことも入れてもらいたい、などの意見が出された。

委員長からは、最終段階なので意見をしっかり言っていただいた上でそれらの意見をどうするかはこちらが預かるとの発言があった。

また 8 条では 11 号の非行を犯した場合の「非行」という言葉について各委員から、犯罪行為に限定されてしまうのではないかと、補導された場合などにした方がよいのではないかと、非行は大きい枠の意味になるのではないかなどの意見があった。

委員長からは、今後逐条解説を作成する。その解説の中で入れていけばいいと考えているとの発言があった。

さらに委員長からこども議会の開催を規定していた 34 条は一部会派や当局からの意見をいただいたので削除した。34 条の削除を踏まえて 32 条 3 項に、「市は聴取したこどもの意見を市の施策に反映させるよう努めるものとし、反映できない場合は、その理由をこどもへ説明するよう努めるものとする」と新たに付け加えている。さらに 11 条 3 項に「社会的養護その他の様々な状況の下にあるこども」というふうに、幅広く意見を聴取するという趣旨で加筆しているとの説明があった。

委員からは、こども議会の開催はこの条例の目玉のひとつであるので、こども議会「等」の開催により、にするなどしてこども議会ということを明文化するべきではないか。また、こども議会是一个のキーワードでありこの条例の肝でもあったので何か言葉が残るような形で組み込めないか、などの意見が出された。

委員長からは、皆さんの思いがあつてのご意見をいただいた。こちらもししっかりとそこを踏まえて、法制上のこともあるので、きちんと答えを出して提示させていただきたいとの発言があった。

その他の案件として、来年度予算に対する特別委員会としての要望を各会派から 3 件ずつ提出するよう委員長からの説明があった。

1 少子化対策に関する調査

- ア （仮称）こどもの権利に関する条例について
- イ 来年度予算に係る要望について
- ウ その他

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

- ア （仮称）こどもの権利に関する条例について

概要

前回の委員会及び執行部への意見聴取での意見を踏まえ、委員長から委員長案の説明があった。

- ・前文において、執行部意見を参考に「パートナー」を「共に今を生きる社会の一員」に修正した。また、こども向けアンケート結果を記述した。また、関係団体からの意見で、「こどもが幸せな社会は、誰にとっても暮らしやすい幸せな社会」という文章を追加。
- ・「育ち」「学び」「遊ぶ」施設の言葉の順番については、当初の案のまま「育ち」を最初に記載したい。育ちが安定していないと、学びや遊びに集中しにくくなる。
- ・「雇用したこどもを支援」する条文を前回案では削除していたが、必要との意見を踏まえ復活させた。
- ・「特別な配慮を必要とするこどもと家庭への支援」の項目の記載する順番について、虐待や重大な病気などを前に記載するよう変更した。
- ・「自死の防止」の条文については、意見を踏まえ、文言を修正した。
- ・「こども議会」の文言を削除するかわりに、意見の表明及び参画する機会の確保の条文で、「こどもの状況に配慮しつつ、こどもとおとなが直接意見を交わす場の設置やアンケートの実施等の様々な方法により」という表現を追加した。

委員からは、「こども議会の文言が条文から削除になることについては理解しようとしているが何とかならないか。」との質問があり、委員長から「来年度以降の常設をやろうとしたが、なかなか難しいという状況。一方で、今回「高校生未来創造議会」を試行として実施し、それをしっかり検証して記録を残し、議会形式で行う成功例をこの委員会として残しておきたい。決してこれから将来にわたってできないというわけではない。」との回答があった。別の委員から、「今後もこれで終わりではなく、こどもの意見を表現する場というのは確保しながら、またあわせてこの条文の議論をしていけばいいのでは」との発言があった。

委員から、「条例をつくって終わりではなく、変えるべきところは変えていく必要がある。また、こどもに権利の主体があることを視点に事業施策を作っていくことが大切。」「関係団体の方が、出した意見が条文に反映されていてやった意味があったと話していた。パブリックコメントでもいい意見は柔軟に取り入れたら良いと思う」「非行を犯すという表現があるが、非行の中に犯すという意味が入っていると考えられるのでおかしいのでは」等の発言があった。

委員長から非行については正しい表現に修正して最終案とする旨の発言があり、一任された。

イ 来年度予算に係る要望について

概要

本件について、各会派から3項目ずつ出した要望について、各委員から概要について説明があった。これを受け委員長から、こどもの暑さ対策関係のことを上げているのが5会派あり、これに関しては1つ共通として要望を上げたらよいと思うが、内容について意見があればとの発言を受け、委員から、「国の補助が検討されていないような、出来る出来ないは別にして全く当局の視点にないことを提案することが意義あることではないか。」「給食調理場なども大変暑く、こどもが使う空間以外にも学校そのものの対策が必要」などの発言があり、委員長からこれらの発言等を踏まえ、暑さ対策として案をまとめていきたい旨の発言があった。

また、委員長から、こどもの権利条例施行後の条例の周知・広報に係る予算や、こどもの権利が侵害されている状態からの救済のための第三者機関を設置する予算を確保するよう要望書として記載してはどうかとの発言があり、委員から了承された。

委員長から、提言書の文面は委員長が案を作成し、各委員へ個々に相談するというかたちをとること、また、市長への提言日は11月26日14時からであることの説明があった。

ウ その他

概要

委員長から、11月8日に実施された第2回事前学習会で、仮称であったこども議会の名称が「高校生未来創造議会」で決定したこと、12月18日本番の司会は委員長で担当し、議員は傍聴席での傍聴が可能であること、こども向けアンケートの結果は来週議会運営委員会の決定を経て広報連絡し、ホームページに掲載する予定であることが報告された。

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例について

イ 高校生未来創造議会について

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア （仮称）こどもの権利に関する条例について

概要

委員長から 1 月 17 日まで実施したパブリックコメントの結果と、意見を踏まえて条文案を変更した内容について説明があった。

- ・ 21 名の方から回答があった。内訳は、意見募集フォームで 9 名、電子メールで 8 名、ファクスで 3 名、持参で 1 名、最終的に 131 項目について意見があった。
- ・ 前文の「育ててくれてありがとう」を消し、今回のアンケート結果に記述している内容に沿い、「いつもありがとう」を最後につけるという形で対応することにした。
- ・ 第 2 条第 3 号において、「里親」をこれまでの議論の過程で一回消していたが、やはり残した方がいいと判断し、今回里親を入れた。
- ・ 第 7 条第 4 号、「遊びを通じて健やかに成長すること」ではなく、単純に「遊ぶこと」と修正した。
- ・ 第 14 条と第 15 条第 3 号、育ち学び遊ぶ施設等の役割は、「市、保護者、地域住民及び事業者と協働し、及び連携して」と連携の記述を書いた。
- ・ 第 26 条第 3 項、「又は」以降の部分削除し「命の尊さや人間の尊厳」だけとした。
- ・ 第 32 条第 2 項と第 3 項の順番を入れ替え、ですます調に変えた。
- ・ 第 20 条、「こどもの育ちを進めるため」という表現を「育ちを支援するため」に修正した。

委員からは、「パブリックコメントの意見に対し、「原案の条文の趣旨に含まれているので原案のままとする」とした回答がいくつかあるが、そのことが条文を読んだだけでは見えにくいので、逐条解説をつくる際に取り入れられなかった部分の説明も含めてほしい。」との意見があり、委員長から「解釈の部分の御指摘が多かったので逐条解説を作成するときに、パブリックコメントに書いてある対応のことも解説していきたい。」との回答があった。

委員から、「条例を改正するとき、どういう会議体を設置するなど書かなくてもいいのか。」と質問があり、委員長から「今度この条例の管理は恐らく岡山っ子育成局になり、今度また常任委員会に投げかけていくという流れになると思うが、議員提案ということもあるので、必要があれば、何かしらの枠組みをつくり、改正も議員提案でやるという手がないわけではない。」との回答があった。

委員長から、本日修正した内容で 2 月定例議会へ議案として提出する。また、パブリックコメントの結果も後日ホームページに掲載するとの発言があった。

今後のスケジュールについては、2 月 14 日金曜日 9 時、常任委員会協議会の前に子ども・文教

委員会の勉強会を行う。その勉強会を受けて、3月7日金曜日、総務委員会以外の常任委員会終了後、子ども・文教委員会での審査を行うと説明があった。

イ 高校生未来創造議会について

概要

委員長から、令和6年12月18日に開催した高校生未来創造議会に参加した生徒のアンケート結果について各委員に感想を求めたところ、以下のような意見があった。

- ・本会議場にこだわらず意見聴取のやり方はいろいろ工夫したほうがいい。
- ・子どもの意見が表明できる場、伝える場をどう継続させていけばいいのか考える必要がある。
- ・スケジュールがかなりタイトだった。
- ・事前学習はせめて2回は絶対に要る。
- ・学校で与えられる1人1台端末は活用すべきツール。
- ・ファシリテーターをプロや慣れた方にやってもらったらもっと違ったかもしれない。
- ・対象となる子どもは高校生でよかった。中学生でもできないことはないが、学校現場の負担感を考えないといけな。対象については、まだ検討する余地がある。
- ・子ども議会で出た意見の中で、1つは施策として実現させたい。本当は予算化してあげたい。
- ・子ども議会の時間は2時間が限度。
- ・市政や市議会というのをより身近に感じてもらえた。また、通常では体験できないような貴重な時間を過ごしてもらえたメリットもある一方、やはり参加したこどもだけのものになってしまうデメリットはある。
- ・直接執行部が話を聞いてくれる場面をつくるという意味では、議会形式のメリットがある。
- ・すごくよい取組だった。
- ・継続していくことが大切。
- ・もっと再質問のような、突発的な意見があってもよかった。
- ・事前学習会のワークショップで出たような率直な質問を言ってくれてもよかった。
- ・後楽館高校で続けていくのも良いが、一度くらい中学生でやっても良いのでは。
- ・今回学校がかなり頑張ってくれた。学校が手を入れないとなると、あそこまでの質問をつくるのは難しいと思った。
- ・このアンケートできた子ども達の意見が、また何かにつながっていけばよい。

○令和 7 年 3 月 28 日（第18回）

1 少子化対策に関する調査

ア こどもの権利に関する条例について

2 こども未来創造調査特別委員会調査報告書（案）について

会議の内容

1 少子化対策に関する調査

ア こどもの権利に関する条例について

概要

委員長からこどもの権利に関する条例の逐条解説について説明があり，委員間で協議を行った。執行部へ確認中であるため修正については正・副委員長へ一任することとなった。

2 こども未来創造調査特別委員会調査報告書（案）について

概要

報告書（案）について委員間で協議を行い，最終的な報告書については正・副委員長へ一任することとなった。

ま と め

はじめに

こどもを取り巻く環境は、少子化、貧困、虐待、いじめ等、多くの課題を抱えている中、令和5年4月に『こども基本法』が施行され、同時に「こども家庭庁」が発足するなど、国内におけるこども政策は大きな転換期を迎えた。同年12月に策定された「こども大綱」では、全てのこどもが心身ともに幸福に暮らせる「こどもまんなか社会」の実現を目指す基本方針が示され、その実現を図るため、様々な取組が進められている。全国の地方自治体では「こども大綱」を受け、「こども計画」の策定が進められており、各地でのこども施策の充実が期待される。

岡山市では、令和5年7月、大森雅夫市長が「こどもまんなか応援サポーター」を宣言し、岡山市における「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子ども医療費助成の拡充や放課後児童クラブの待機児童の解消に向けた受け皿の確保など、こどもを取り巻く課題に対して、積極的に取り組まれている。

岡山市議会では近年、「人口減少対策調査特別委員会」など、子どもや子育てに関連する特別委員会が設置されており、様々な項目にわたり調査が行われてきた。また、定例議会においても、代表質問や個人・一般質問で「子育て支援」や「教育」、社会課題である「虐待」「不登校」などについて、長年多くの議員が取り上げ、幾度となく議論が交わされてきた。

本委員会としては、岡山市の今後のこども・若者・子育て関連の施策の促進に向け、岡山市のこどもの未来の創造につながる提案などに取り組むこととし、「こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて」「こどもの権利、こどもの尊厳を守る岡山市に」「子育て世帯を応援する施策について」の3つの調査項目を立て、2年間にわたり様々な取組を行ってきた。

以下、取組の概要を報告する。

「こども・若者の声・意見を聞く仕組み・体制づくりについて」

「こども基本法」第11条では、国や地方公共団体は、こどもに関係する政策の決定や、現在行っている政策を評価する際に、こどもの意見も取り入れるよう、必要な手続きをしていくことが義務づけられ、第2条、(基本理念)の第4項では、すべてのこどもの年齢や成長に応じて、意見が大切にされ、こどもの「最善の利益」が優先されることが明記されている。今後、岡山市としても、意見表明する場や意見聴取する手法などを確立しておく必要があると考え、調査項目とした。

本委員会では、その手法としての「岡山市こども議会(仮称)」の設置に向け調査を行う中で、様々な取組を試みた。県外の先進自治体への行政視察の他に、県内自治体として笠岡市へ赴き調査を行った。また、本委員会としても「こども基本法」に則り、当事者であるこどもに対して直接意見を聞く機会として、教育委員会の協力のもと、令和6年2月に京山中学校・岡山中央中学校の生徒と懇談会を実施し、3つの調査項目について意見聴収を行った。

令和6年6月には「こどもの意見を表明する仕組み・体制づくりに関する提言書」をまとめ、大森市長、三宅教育長、田口議長の3者に提出し、以後、具体的な制度設計に向け、関係部局と協議・調整に入った。

岡山市議会の運営が、多くの部局に関わり、それぞれが役割を遂行する中で進んでいくように、「こども議会」も同規模の協力が必要となることから、その調整は細部にわたり多くの時間を要した。その経過で、先ずは本格実施に向けて試行する方向で進めることとなり、岡山後楽館高等学校の協力を得、委員会としても学校に赴き、委員と高校生と直接懇談するなど、2度の事前学習を経て、令和6年12月に「高校生未来創造議会」を開催することができた。終了後にはアンケートを実施し、参加した高校生からは高評価を得た。本委員会としても、この試行を議会形式で行った成功例として記録し残すことで、「こどもの意見を表明する仕組み」の一つとして、来年度以降の取組につながることを期待する。

「こどもの権利、こどもの尊厳を守る岡山市に」

こどもの権利を守る国や自治体の責務を定めた「こども基本法」ではこどもの「参画する権利」、「意見表明する権利」、「意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先される」ことなどの子どもの権利が規定されており、本委員会としても、岡山市社会全体の「子ども」と「子育て」への意識の変革、当事者である子ども自身の自己肯定感の向上、虐待などの社会課題の解決につながるような取組が総合的かつ継続的に推進されるために「こどもの権利に関する条例」の策定に向けた、国や全国自治体の動向、活動を調査・研究する必要があると考えた。

策定にあたり、他の政令市や県内自治体の状況や内容をまとめ比較し、また行政視察として令和5年度は東京都荒川区、令和6年度は葛飾区、愛知県豊田市へ赴いた。

令和6年5月に条例の骨子(案)を、同年6月には条例試案を委員会に提示し、条文の検討作業に入った。令和6年8月上旬には本委員会としての条例試案をまとめ、8月中旬からは、この条例試案を基に関係機関・団体をリストアップし、2度の意見聴取会の開催や、委員が赴いての面談による意見聴取を行い、46関係機関・団体119名から多様な意見を聴取することができた。

この間、子どもたちへの意見聴取に向け、調査票の作成など準備を行い、教育委員会や岡山っ子育成局との協議の結果、対象を小学校5年生以上から概ね20歳までとしWebを活用したアンケート調査による意見聴取を9月中旬から行うこととした。アンケートの実施にあたっては、より多くの子どもたちの意見を聴取するため、市内の公立小・中学校は基より高校への協力が必須となることから、岡山市教育委員会、岡山県教育委員会、私立学校へも協力を仰いだ。結果、4,574件という多くの子どもたちから返信があり、そこから子どもたちの考えや置かれている環境など実情を把握することができた。

これらの取組で得た意見や課題認識から更に条例試案を検討し、同年11月下旬には最終案としてまとめ、パブリックコメントを実施した。その結果、21名から131項目にわたる意見が届き、それらを委員会で協議し、令和7年1月末に条例最終案としてまとめ、2月定例議会へ提出した。

議案が付託された子ども・文教委員会では、本委員会は提案者として条例の説明を行い、子ども・文教委員会の委員からは、条例成立後の当局の対応や岡山市としての特徴などについて、質疑・意見があったが、原案が採択され、その後の本会議においても全会一致で可決された。

本委員会として、ここに至るまでに多くの調査を実施し、議論・検討を行った結果、17回の委員会、11回の勉強会で議論・検討を行った結果、多様な意見を反映した条例として、大きな成果を生むことができたと考えている。今後、この条例が岡山市社会全体に広く周知され、当事者である子どもたちは基より、大人たちにも「こどもの権利」が認識され、子どもたちを取り巻く社会課題の解決の一助として、また、子どもたちにとっても自らの将来へ踏み出す一步になることを期待するものである。

「子育て世帯を応援する施策について」

結婚・出産・待機児童対策など子育てに関する支援や環境整備、不登校・特別支援・放課後児童クラブなどの教育について、これまでも議会質問で、幾度となく取り上げられてきており、国においても令和5年12月に「こども未来戦略方針」が閣議決定され、すべての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援すること等について示されたことから、今後の国や各地方自治体による事業の展開が、どの様に行われていくのか、注視しておく必要があることから、本委員会としても「こども」や「子育て」、「若者」に関する取組に対して、精力的に調査を行っていくこととした。

行政視察では、東京都立川市の「こども未来センター」、千葉県松戸市の「こども誰でも通園制度」、千葉県流山市の「子育て支援委員研修」や「子育て応援マンション認定制度」など様々な子育て施策を、愛知県豊田市では「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」の実践自治体の認証取得に向けた取組など、様々な子ども・子育て支援施策について調査した。

この間、岡山市においては「こども計画」の策定が進められ、令和7年度末の完成を目指されていたことから、本委員会としてもこれまでの調査や岡山市における課題、市民からの声をまとめ、令和6年11月に「令和7年度当初予算の編成に対する提言書」として大森市長に提出し、その内、体育館や給食調理場など学校施設への空調設備の設置などが令和7年度当初予算に盛り込まれた。今後も、本委員会の調査で得られた様々な先進事例から、岡山市の子ども・子育て支援策の充実が図られることを期待したい。

おわりに

本委員会が設置されてからこの2年間、3つの調査項目を掲げ、関連する様々な取組を実施し、1年目の令和5年度の調査は、その基礎をつくった年として、2年目の令和6年度はまとめの年として、過密スケジュールの中、これまでの特別委員会にない取組に挑戦してきた。「特別委員会の枠組みでの条例策定」「高校生未来創造議会の試行」「Webによるアンケート調査」「意見聴取会の開催」は、前例がない初めての試みである。これらを成し遂げることができた背景には、各委員の協力は基より、理解と支援をいただいた正副議長、議会

運営委員長，そして，これらの取組の準備や運営を支えてくれた議会局職員の尽力なくては到底なしえないものばかりであった。

また，岡山市当局においても，幾度となく協議の場に就いていただくなど，多大に理解と協力をいただいた。これらに携わっていただいた全ての関係者に，改めて感謝を申し上げる次第である。

この間，国会で地方自治法の改正により，地方議会の役割等が明確化されたことを受け，全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議会議長会の三議長会連名で，「地方議会に関する地方自治法改正を踏まえた主権者教育の推進に関する決議」が提出された。岡山市議会は田口議長のもと，地方議会が主体となって行う主権者教育推進の一環として，将来の地方自治を担う児童を対象にした「こども向け市議会ガイド」を教育委員会監修で作成し，令和6年4月より，市内小学校へ提供した。また，同年7月には議会運営委員会により，小学5・6年生を対象とした「こども模擬議会」が開催され，参加した子どもたちや保護者，有識者等から好評を博した。

これらの取組を受け，同年9月に開会された定例議会では，「岡山市議会基本条例」が平成25年4月の施行以来初めての改正が行われ，第10条に主権者教育に関する条文が追加された。一連の議会の取組は，議会ホームページに設けられた「こどもページ」に掲載されており，岡山市議会としても，子どもたちへの取組が加速した2年間となった。

本委員会の2年間は，岡山市議会，岡山市当局，そして岡山市社会全体に対し，今後の子ども施策に関して，大きな足跡を残すことができたものと自負できる内容だったと考える。願わくは，ここでの取組の一つひとつが広がり，これからの岡山市や世界を生きる子どもたちに届くことを期待し，そのために今後も引続き，我々も尽力していくことを決意するものである。